

頁
目次

<審議の経緯>	3
<食品安全委員会委員名簿>	5
要約	8
I. 背景	10
1.はじめに	10
2. 調問の背景	11
3. 調問事項	11
II. 評価の考え方	12
III. S RM除去等の食肉処理に関連した人のブリオン病のリスク	12
1. 定型BSE感染牛の体内におけるブリオンの分布	17
2. vCJDの発生状況等	20
(1) 世界のvCJD発生状況	20
(2) vCJDの感染に対する遺伝的特性	20
(3) 評価対象国におけるCJDサーベイランス及びvCJD症例	21
3. 非定型BSEについて	22
4.まとめ	23
IV. リスク管理措置の点検	24
1. 国際的な基準及び各国の対策の概要	25
(1) 飼料規制	25
(2) BSEサーベイランス体制	25
(3) SRM	25
2. 「生体牛のリスク」に係る措置	28
(1) 米国	28
(2) カナダ	36
(3) アイルランド	44
3. 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置	53
(1) 米国	53
(2) カナダ	55
(3) アイルランド	57
V. 食品健康影響評価	57
1. SRM除去等の食肉処理に関連した人のブリオン病のリスク	59
2. リスク管理措置の点検	62
(1) 「生体牛のリスク」に係る措置	62
(2) 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置	69
3. 月齢条件の見直しによるBSEの人への感染リスク	70
4. 評価結果	71

ブリオン評価書（案）

米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価

2018年11月
食品安全委員会
ブリオン専門調査会

<別添、非定型BSEに係る見> 72
<別紙：略称> 78
<参考文献> 80

<審議の経緯>	
1. 米国及びカナダ（平成23年12月19日付け厚生労働省発食安1219第2号の諮問）について	72
2011年 12月 19日 厚生労働大臣から食品安全影響評価について要請、関係書類の接受	78
2011年 12月 22日 第413回食品安全委員会（要請事項説明）	80
2012年 1月 19日 第67回ブリオン専門調査会	
2012年 2月 27日 第68回ブリオン専門調査会	
2012年 3月 23日 第69回ブリオン専門調査会	
2012年 4月 24日 第70回ブリオン専門調査会	
2012年 5月 29日 第71回ブリオン専門調査会	
2012年 6月 26日 第72回ブリオン専門調査会	
2012年 7月 24日 第73回ブリオン専門調査会	
2012年 9月 5日 第74回ブリオン専門調査会	
2012年 9月 10日 第446回食品安全委員会（諮問事項(2)ア及びイについて、報告）	
2012年 9月 11日 諮問事項(2)ア及びイについて、国民からの御意見・情報の募集	
～ 10月 10日 第75回ブリオン専門調査会	
2012年 10月 12日 諮問事項(2)ア及びイについて、ブリオン専門調査会座長から食品安全委員会委員長に報告	
2012年 10月 19日 第450回食品安全委員会（諮問事項(2)ア及びイについて、報告・審議）	
2017年 4月 25日 第647回ブリオン専門調査会（同日付で厚生労働大臣へ通知）	
2017年 5月 17日 第104回ブリオン専門調査会（諮問事項(3)の評価を進めるよう厚生労働省から改めて依頼）	
2017年 5月 31日 厚生労働省に対し、評価に必要な補足資料の提出を依頼	
2018年 4月 9日 第109回ブリオン専門調査会	
2018年 6月 6日 第110回ブリオン専門調査会	
2018年 7月 20日 第111回ブリオン専門調査会	
2018年 9月 6日 第112回ブリオン専門調査会	
2018年 11月 1日 第113回ブリオン専門調査会	
2018年 11月 15日 第114回ブリオン専門調査会	
2018年 11月 27日 第722回食品安全委員会（報告）	

2. アイルランド（平成 25 年 4 月 2 日付け厚生労働省発食安 0402 第 1 号の諮問）
[について]

<食品安全委員会委員名簿>

			(2012年6月30日まで)
		小泉直子（委員長）	熊谷 進（委員長）
		熊谷 進（委員長代理）	佐藤 洋（委員長代理）
		長尾 拓	山添 康（委員長代理）
		野村一正	三森国敏（委員長代理）
		畠江敬子	石井克枝
		廣瀬雅雄	上安平洲子
		村田容常	村田容常

			(2012年7月1日～2015年6月30日)
		小泉直子（委員長）	熊谷 進（委員長）
		熊谷 進（委員長代理）	佐藤 洋（委員長代理）
		長尾 拓	山添 康（委員長代理）
		野村一正	三森国敏（委員長代理）
		畠江敬子	石井克枝
		廣瀬雅雄	上安平洲子
		村田容常	村田容常

			(2015年7月1日～2017年1月6日)
		佐藤 洋（委員長）	佐藤 洋（委員長）
		山添 康（委員長代理）	山添 康（委員長代理）
		熊谷 進	吉田 緑
		吉田 緑	山本茂貴
		石井克枝	石井克枝
		堀口逸子	堀口逸子
		村田容常	村田容常

			(2017年1月7日～2018年6月30日)
		佐藤 洋（委員長）	佐藤 洋（委員長）
		山添 康（委員長代理）	山添 康（委員長代理）
		熊谷 進	吉田 緑
		吉田 緑	山本茂貴
		石井克枝	石井克枝
		堀口逸子	堀口逸子
		村田容常	村田容常

2013年～	10月	9日	諮問事項(1)(2)について、ブリオン専門調査会座長代理から 食品安全委員会委員長に報告
	10月	17日	食品安全委員会委員長に報告 （諮問事項(1)(2)について、報告・ 審議）
2013年	10月	21日	第 491 回食品安全委員会（諮問事項(1)(2)について、報告・ 審議）
			（同日付で厚生労働大臣へ通知）
2017年	4月	25日	第 647 回食品安全委員会・第 104 回ブリオン専門調査会 (諮問事項(3)の評価を進めよう厚生労働省から改めて 依頼)
	5月	17日	厚生労働省に対し、評価に必要な補足資料の提出を依頼
2017年	5月	31日	厚生労働省に対し、評価に必要な補足資料の提出を依頼
2018年	4月	9日	第 109 回ブリオン専門調査会
	6月	6日	第 110 回ブリオン専門調査会
2018年	7月	20日	第 111 回ブリオン専門調査会
	9月	6日	第 112 回ブリオン専門調査会
2018年	11月	1日	第 113 回ブリオン専門調査会
	11月	15日	第 114 回ブリオン専門調査会
2018年	11月	27日	第 722 回食品安全委員会（報告）

<食品安全委員会ブリオン専門調査会専門委員名簿>

2013年9月30日まで

酒井健夫	(座長)	永田知里
水澤英洋	(座長代理)	中村好一
小野寺節		堀内基宏
甲斐 諭		毛利資郎
門平睦代		山田正仁
佐多徹太郎		山本茂貴
筒井俊之		

2016年4月1日～2017年1月6日

村上洋介	(座長)	中村桂子
水澤英洋	(座長代理)	中村優子
山本茂貴	(座長代理)	中村好一
門平睦代		八谷如美
高尾昌樹		福田茂夫
筒井俊之		眞鍋 昇
堂浦克美		横山 隆

2013年10月1日～2014年3月31日

村上洋介	(座長)	永田知里
水澤英洋	(座長代理)	中村好一
山本茂貴	(座長代理)	八谷如美
小野寺節		堀内基宏
甲斐 諭		毛利資郎
門平睦代		山田正仁
佐多徹太郎		横山 隆
筒井俊之		

2017年1月7日～2017年9月30日

村上洋介	(座長)	中村桂子
水澤英洋	(座長代理)	中村優子
門平睦代		中村好一
高尾昌樹		八谷如美
筒井俊之		福田茂夫
堂浦克美		眞鍋 昇
中村桂子		横山 隆

2017年10月1日～2018年3月31日

村上洋介	(座長)	中村桂子
筒井俊之	(座長代理)	中村優子
水澤英洋	(座長代理)	中村好一
門平睦代		八谷如美
斉藤守弘		福田茂夫
高尾昌樹		眞鍋 昇
堂浦克美		横山 隆

2018年4月1日から

高尾昌樹		中村桂子
眞鍋 昇	(座長)	中村優子
筒井俊之	(座長代理)	中村好一
水澤英洋	(座長代理)	八谷如美
今村守一		福田茂夫
門平睦代		斉藤守弘
佐藤克也		横山 隆

要 約

食品安全委員会ブリオン専門調査会は、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について、厚生労働省から要請を受け、公表されている各種文献及び厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて調査審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、「(3) 國際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に關する食品健康影響評価を実施した。

世界全体の定型 BSE の発生数は減少し続け、現在ではほとんど確認されないまでに至っている。その結果、「生体牛のリスク」は大幅に低下し、全体のリスクに対する寄与は相対的に減少した。また、諮問事項の「国際的な基準」である国際獸疫事務局（OIE）の陸生動物衛生規約では、牛内等の貿易に関する月齢の規制閾値は設けられていない。これらのことと踏まえ、食品安全委員会ブリオン専門調査会は、「月齢条件を『条件無し』とした場合、特定危険部位（SRM）除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の採取に由来する定型 BSE ブリオンによる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるか」についての検証、及びその前提となるリスク管理措置が、これらの国において適切に行われているかについての点検を行い、リスクを総合的に判断した。

評価結果の概要は以下のとおりである。

定型 BSE について、本評価の評価対象とされている 3 か国のうち、米国ではこれまでに自国産の牛では確認されておらず、またカナダ及びアイルランドでは、現在ではほとんど確認されていない。これらの国においては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型 BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同様の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型 BSE が発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。

定型 BSE 感染牛の体内におけるブリオンの分布及び vCJD の発生状況等の知見を踏まると、定型 BSE 感染牛の SRM 以外の組織に分布する異常ブリオントン白質（PrP^{Sc}）は極めて少ない。したがって、適切なと畜前検査によつて臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在の SRM の除去によって、食品を介して摂取される可能性のある PrP^{Sc} は極めて少なくなるものと推定できる。評価対象とされている 3 か国においては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

以上に加え、牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会ブリオン専門調査会は、これら 3 か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛

肉等の採取に由来する定型 BSE ブリオンによる vCJD 発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型 BSE については、「適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の採取に由来する非定型 BSE ブリオンによる vCJD を含む人のブリオン病発症の可能性は極めて低いと考える」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。

以上から、諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に關し、米国、カナダ及びアイルランドのそれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としても、人へのリスクは無視できる。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及び SRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

1. 背景

1.はじめに

1990 年代前半をピークとして、英國を中心において多数の牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy; BSE）が発生し、1996 年には、世界保健機関（World Health Organization; WHO）等において BSE の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、日本国内において初めて BSE の発生が確認された。こうしたことを受け、日本では、1996 年に、反する動物の組織を用いた飼料原料の反する動物への給与を制限する行政指導を行ない、2001 年 10 月に全ての動物由来たん白質の反する動物用飼料への使用を禁止するなど、これまで、国内措置及び国境措置から成る各般の BSE 対策を講じてきた。

本評価の対象である米国、カナダ及びアイルランド（以下「当該 3 か国」という。）から輸入される牛肉及び牛の内臓（以下「牛肉等」という。）については、BSE の発生を踏まえ、それぞれ 2003 年 12 月、同年 5 月及び 2000 年 12 月に輸入が禁止された。

米国及びカナダから輸入される牛肉等について、食品安全委員会は、2005 年 5 月に厚生労働省及び農林水産省からの評価要請を受けて、「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同様性に係る食品安全影響評価（2005 年 12 月）」を取りまとめ、米国及びカナダからの輸入牛肉等と国内の牛肉等（21か月齢以上の牛を検査したもの）の BSE リスクの同様性について評価を行った。さらに、2011 年 12 月に厚生労働省からの評価要請（平成 23 年 12 月 19 日付け厚生労働省発食安 1219 第 2 号）を受けて、「牛海绵状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品安全影響評価（2012 年 10 月）」を取りまとめ、「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」及び「特定危険部位（specified risk materials; SRM）の範囲を変更した場合のリスク」について評価を行った。

アイルランドから輸入される牛肉等について、食品安全委員会は、2013 年 4 月に厚生労働省からの評価要請（平成 25 年 4 月 2 日付け厚生労働省発食安 0402 第 1 号）を受けて、「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品安全影響評価（2013 年 10 月）」を取りまとめ、「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」及び「SRM の範囲を変更した場合のリスク」について評価を行った。

これらの評価を踏まえ、厚生労働省は、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等の輸入を一定の条件の下で再開した。
なお、これまで食品安全委員会は、厚生労働省からの評価要請を受けて、当該 3 か国に加え、フランス、オランダ、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イスラエル、リヒテンシュタイン、イタリア、オーストリア及び

英國から輸入される牛肉等についても同様の食品安全影響評価を取りまとめている（2013 年 10 月から 2018 年 2 月まで）。

本評価の対象となる諮問事項「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」は、当該 3 か国を含む上記の国から輸入される牛肉等について、「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」及び「SRM の範囲を変更した場合のリスク」に係る評価要請と合わせて厚生労働省から要請があつたものである（米国・カナダは 2011 年 12 月、アイルランドは 2013 年 4 月）。

2017 年 4 月、厚生労働省から、当該 3 か国を含む上記の国（英國を除く。）から輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」に関する評価を進めよう改めて要請があつた。これを受けて、食品安全委員会は、同年 5 月、評価に当たり必要となる情報の提出を厚生労働省に依頼した。今般、米国、カナダ及びアイルランドに関する情報が提出されたことから、当該 3 か国から輸入される牛肉等に係る食品安全影響評価を取りまとめた。

2. 諮問の背景

厚生労働省から評価要請のあつた 2011 年 12 月時点において、日本では 2001 年に法に基づく BSE 対策が開始されてから約 10 年が経過していたことから、その対策の効果、国際的な状況の変化等を踏まえ、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行なうことが必要とされた。また、国際的な基準である国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health; OIE）が定める基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、科学的な正当性を明確化する必要があつた。

3. 諒問事項

厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである（2011 年 12 月及び 2013 年 4 月の評価要請から該当箇所を抜粋した。）。

BSE 対策について、以下の措置を講ずること。

- 国境措置（米国、カナダ及びアイルランド）
国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスクを評価。
- （具体的な諮問内容）
具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。
○国境措置（米国、カナダ及びアイルランド）
国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスクを評価。

II. 評価の考え方

国内の健康ヒ畜牛のBSE検査の廃止に関する2013年5月評価及び2016年8月評価（以下「国内評価」と総称する。）では、BSEを定型BSE¹及び非定型BSE²に分けて考えた。定型BSEについては、「生体牛のリスク」及び「食肉処理に関連したリスク」の観点から、前提となるリスク管理措置の実施状況の点検を行い、全体のリスクを判断した。特に「生体牛のリスク」については、適切なリスク管理措置の実施を前提に、「直近11年以内に生まれた牛で定型BSEが確認されているか否か、³についても目安とした。非定型BSEについては、実験的・疫学的知見から、定型BSEと同様のリスク管理措置を前提として、「非定型BSEブリオンによる変異型ケロイツフェルト・ヤコブ病（variant Creutzfeldt-Jakob disease: vCJD）を含む人のプリオラン病発症の可能性は極めて低い」と判断した。

世界全体の定型BSEの発生数に目を向けると、国内評価以降も減少し続け、現在ではほとんど確認されないまでに至っている（図1）。その結果、「生体牛のリスク」は大幅に低下し、全体のリスクに対する寄与は相対的に減少した（図2）。また、「I. 3. 諮問事項」の「国際的な基準」であるOIEの陸生動物衛生規約（以下「OIEコード」という。）では、牛肉等の貿易に関する月齢の規制閾値は設けられていない。

これらのこととを踏まえ、本評価では、以下について検討を行った。

- ① 「直近11年以内に生まれた牛で定型BSEが確認されているか否か」に関する、「月齢条件を『条件無し』とした場合、SRM除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型BSEブリオランによるvCJD発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるか」について、以下の知見を踏まえ検証した。

- ・定型BSE感染牛における異常プリオラン蛋白質（PrP^{Sc}）の分布（蓄積部位）に関する感染実験等の新たな知見
- ・vCJDの発生状況、疫学情報等

¹ 感染牛由来の肉骨粉を含む汚染飼料を牛が摂取したことで、1990年代の英國を中心に流行した牛の病気であり、vCJDの原因となつたことが実験的・疫学的に示唆されている。

² 異常プリオラン蛋白質（PrP^{Sc}）を検出するためのたん白質分解酵素（Proteinase K; PK）処理及びウェスタンブロット法（WB）によって定型BSEとは異なるバンドパターンを示すBSEとして、歐州、日本、米国等で少數例報告されているものとを指す。当該PK処理では糖鎖の付加パターンによって区別される3本のバンドが得られるが、定型BSEと比較して、非定型BSEでは無糖鎖 PrP^{Sc}の分子量が大きいものの（H·BSE）、あるいは小さいものの（L·BSE）の2種類が得られる。非定型BSEは、定型BSEとは異なり比較的高齢の牛で発生し、かつ低い有病率で推移しており、弧経性に発生することが示唆されている。

³ 歐州連合（EU）におけるBSE感染牛の摘要年齢分布では、感染牛は概11歳になるまでに約97%が発現すると推定されることから、出生年月でみたBSEの発生が11年間確認されないことを目安とした（国内評価）。

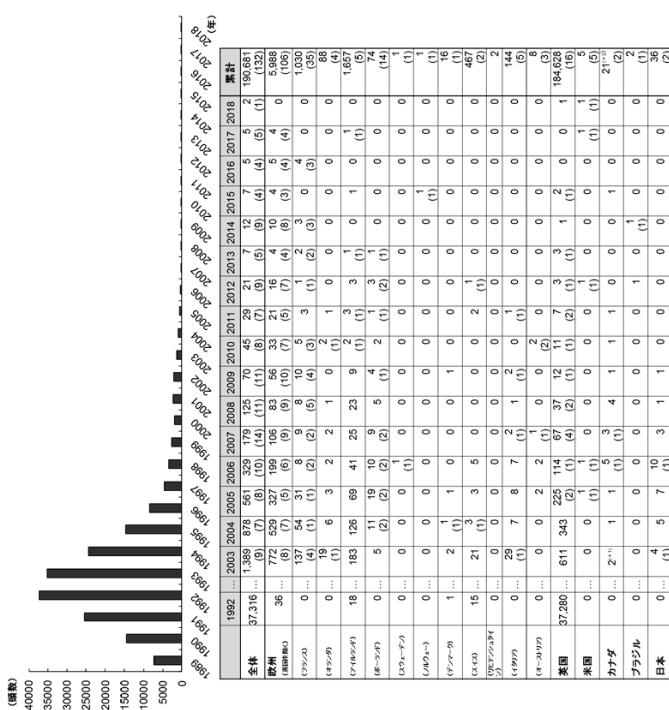
- ② ①の前提となるリスク管理措置が適切に行われているか、各国におけるその実施状況を国内評価の項目等（表1）について点検し、リスクを総合的に判断した。

- ・「生体牛のリスク」に係る措置について、侵入リスク（生体牛、肉骨粉等の輸入）、国内安定性（飼料規制、SRMの利用実態）及びサーベイランスの点検（国内安定性を点検するに当たり、近年出生した牛で定型BSEが確認されている国（OIEのリスクステータス分類に基づく「管理されたBSEリスクの国」）については、疫学調査の結果も踏まえて判断する。）
- ・「食肉処理に関連したリスク」に係る措置について、SRMの除去、と畜処理の各プロセス（と畜前検査、ピッキング等）の点検

なお、非定型BSEについては、国内評価以降の新たな知見を確認し、前述の国内評価の結論に影響を及ぼすものが無いことを確認した。

表 1 BSE 対策の点検表

		* 規制強化措置導入後 5 年未満の場合、別途、総合評価の項目を検討する。													
		備考													
I 「生体牛のリスク」に係る措置															
1 優先リスク															
a 生体牛															
		□:発生国からの輸入禁止措置がとられている。 □:発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件下、特定の国について解除している。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とられていない。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。													
b 肉骨粉等		□:発生国からの輸入禁止措置がとれている。 □:発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件下、特定の国について解除している。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とられていない。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。 □:発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。													
		□:発生国からの輸入禁止措置が一部とされた評価。													
		2 国内安定性（国内対策者効率評価）													
		・規制内容 (ほ乳動物由来肉骨粉等の「ほ乳動物への給与禁止」 の全畜への給与禁止等)													
		・SPM の処理 (レンダリング条件等)													
		・定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。 □:全ての施設、製造ラインで占有化されている。 □:一部の施設、製造ラインで占有化されていない。 □:全ての施設、製造ラインで占有化されていない。													
		□:(※)未満の処理を実施。 □:レンダリング等の処理を未実施。													
		3 サーベイランスによる検証													



資料は、2018年10月末現在の(参照 1-5)情報に基づく。

* 1：うち1頭は米国で確認されたもの。

* 2：カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

図 1 世界におけるBSE発生頭数の推移 (括弧内は非定型BSEで内数)

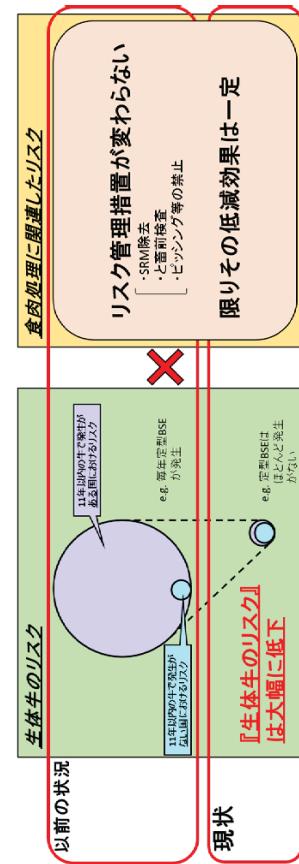


図 2 評価の枠組み及び全体のリスクに関する状況の変化 (概念図)

II 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置	
I SRM 措置	
・実施方法等 (食肉検査官による確認)	□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない
・実施方法等 (高圧水による枝肉の洗浄)	□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない
・実施方法等 (剥離器の一頭ごとの洗浄)	□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない
・実施方法等 (吸引器等を利用して適切な脊髄の除去)	□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない
・SSOP/HACCPに基づく管理	□:導入されており、重度な違反がない。 □:導入されているが、一部に重程度な違反が認められる。 □:導入されていない。
2 と畜処理の各プロセス	
・と畜前検査	□:と畜前検査による歩行困難牛等(※1)の排除を実施している。 □:実施していない。
・スタンニング(※2)及びビッシングに対する規制措置 (と畜時の血流等を介した脳脊髄による汚染の防止措置)	□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:全ての施設で実施されない
3 その他	
・機械的回収肉)	□:実施されていない □:一部の施設で実施されている □:全ての施設で実施されている

III. SRM除去等の食肉処理に関する人のブリオン病のリスク

1. 定型BSE感染牛の体内におけるブリオンの分布

(1) 2012年10月評価以前の知見

食品安全委員会は、定型BSE感染牛の体内におけるブリオンの分布について、2012年10月時点の文献に基づき、知見を取りまとめた(参照6)。概要は以下のとおりである。

① 定型BSEブリオンの経口投与量と潜伏期間及び発症率の関係

Wellsら(2007)によると、牛への定型BSE感染実験(経口感染)では、感染牛脳組織の投与量の減少とともに、臨床症状が認められるまでの期間(潜伏期間)が長くなり、両者は逆相関する。最短の潜伏期間は、100 g 投与で31か月、10 g 投与で41か月、1 g 投与で45か月、0.1 g 投与で53か月であり、これより少ない投与量では、発症率が著しく低くなる。

② 定型BSEブリオンの経口投与量と中枢神経系でPrP^{Sc}が検出されるようになる時期の関係

定型BSE実験感染牛(経口感染)で、中枢神経系でPrP^{Sc}が検出される時期は、感染牛脳組織100 g の投与後24か月以降、5 g の投与後34か月以降、1 g の投与後44か月以降であった。中枢神経系でPrP^{Sc}が検出される時期は、投与量の減少に伴い遅くなる。100 g の投与実験では、延髄門部で感染性が認められる前に、胸部脊髄等で感染性が認められた例も報告されているが、免疫組織化学法(Immunohistochemistry: IHC)によってPrP^{Sc}は検出されておらず、その量は非常に少ないと判断された。なお、日本の5 g の経口投与実験でも、投与後48か月の牛において、延髄門部ではPrP^{Sc}は検出されず、胸部脊髄で検出された報告例がある。

③ 定型BSEブリオンの経口投与実験による潜伏期間及び摂取量の推計

英国における野外の発生状況等から、定型BSEの潜伏期間は、平均5~5.5年と推定されている。この平均潜伏期間と上記感染実験で認められた潜伏期間の比較から、英國で定型BSEが流行していた時期においても、野外でBSE感染牛が摂取したBSEブリオンの量は、BSE感染牛の脳組織0.1~1 g に含まれるBSEブリオンの量に相当すると推察されている。

④ 定型BSE感染牛のSRM以外の組織におけるBSEブリオンの存在

- (※1)排除の対象となる牛の詳細については、IVの3、「食肉処理に関連したリスク」に注記する方法
- (※2)圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

プリオラン感染性又は PrP^{Sc}が検出される。ただし、その単位組織重量当たりのプリオラン感染性又は PrP^{Sc}の量は、いずれも脳の 1/1,000 以下と微量である。また、これらの組織で PrP^{Sc}が検出されるのは、中枢神経系で PrP^{Sc}が検出される時期と同時期又はそれ以降である。末梢神経系に存在するプリオラン感染性又は PrP^{Sc}の大部 分は、中枢神経系組織から遠心性に広がつたものと考えられる。

⑤ 定型 BSE 感染牛の腸管における BSE プリオランの存在

腸管におけるプリオラン感染性又は PrP^{Sc}は、報告により差異はあるものの、実験感染牛（経口投与）及び野外発生例とともに、主に回腸遠位部に分布する。感染牛脳組織 100 g を投与した牛では、早い例では 4か月目から回腸で PrP^{Sc}が検出されている。また、空腸でもプリオラン感染性又は PrP^{Sc}が検出されているが、高感受性のトランスジェニックマウスを用いたバイオアッセイ⁴でも、半数以上 の感染牛空腸組織でプリオラン感染性は検出されず、また検出されたものについても、マウスへの伝達率は 1/14~3/10 であったことから、感染率は非常に低いと考えられる。感染牛脳組織 5 g を投与した牛では、回腸遠位部よりも上部の回腸（盲腸との接合部から 2 m 以上離れた部位）の一部で PrP^{Sc}が検出されてい るが、この部位では PrP^{Sc}陽性となるリソバロ胞の頻度が約 0.09%程度であることから、蓄積する PrP^{Sc}は非常に少ないと考えられる。小腸における PrP^{Sc}の蓄積は、投与量が少なくなるにつれて減少、かつ、回腸遠位部に限局し、1 g を投与した牛では 98 頭中 1 頭でのみ蓄積が認められた。

54~102か月齢の野外発生例でも回腸遠位部からプリオラン感染性又は PrP^{Sc}が検出されることから、定型 BSE プリオランは長期間にわたり回腸遠位部に存在すると考えられる。

(2) 2012年10月評価以降の新たな知見

定型 BSE 感染牛の体内におけるプリオランの分布に関する 2012 年 10 月評価以降の知見を以下に整理した。

Franz らは、PrP^{Sc}の高感度の検出が可能な PMCA 法⁵を用いて、臨床

症状を呈した牛における PrP^{Sc}の体内分布を調べた。BSE 感染牛脳組織 (TgbovXV を用いて測定された感染価は $10^{6.1} \text{ i.c. ID}_{50}$) 100 g を経口投与した 4 頭のシンメンタル種の牛を、臨床症状を呈した段階で安楽死（投与後 36、40、44 及び 50か月目）させた。中枢神経系、末梢神経系、リンパ組織、消化器系、骨格筋等の 48 部位の組織について、ウシ PrP を過剰発現する TgbovXV マウス由来の脳組織を基質とした PMCA 法によって、PrP^{Sc}蓄積の有無が調べられた。その結果、脳(4/4)、脊髄(4/4)、背根神経節(3/4)、腹腔及び腸間膜神経節(3/4)、椎間筋(3/4)、直腸(3/4)、空回腸ハイエンド板(3/4)、三叉神経節(2/4)、星状神経節(2/4)、空回腸間膜リンパ節(1/4)、食道(1/4)、第一胃(1/4)、第四胃(1/4)及び副腎(1/4)で陽性となつた。その他の組織では全て陰性であった（参照 7）。

岡田らは、BSE 野外発生牛 3 頭（いずれも死亡牛）及び BSE 実験感染牛 40 頭（経口投与 28 頭、脳内接種 12 頭）から骨格筋を採取し、PrP^{Sc}の蓄積を調べた。これらの牛から、咬筋、胸筋、助間筋、上腕三頭筋、最長筋、大腰筋、中殿筋、半腱様筋、大腿四頭筋、横隔膜及び舌（頸部及び背部）の 12 の部位を採取し、ウェスタンプロット法（Western blotting; WB）及び IHC によって分析した。その結果、臨床症状を呈する牛又は野外感染牛（死亡牛）の咬筋、助間筋、上腕三頭筋、大腰筋、半腱様筋及び大腿四頭筋で、微量の PrP^{Sc}が検出されたが、臨床症状を呈していない実験感染牛の筋肉組織では PrP^{Sc}は検出されなかつた。なお、PrP^{Sc}は筋紡錘に限局しており、筋原線維等のそのほかの組織では検出されなかつた（参照 8）。

Fast らは、臨床症状を呈する前の BSE 実験感染牛の空腸、回腸及び回盲接合部における PrP^{Sc}の蓄積を調べた。BSE 感染牛の脳組織 100 g (TgbovXV を用いて測定された感染価は $10^{6.1} \text{ i.c. ID}_{50}$) を経口投与した 8 頭のシンメンタル種の子牛を、投与後 1、4 及び 24 か月で安楽死させ、空腸、回腸及び回盲接合部を採取した。IHC による分析の結果、投与後 4 か月以降の牛の回腸及び回盲接合部で空腸では検出されなかつた。また、ウシ PrP を過剰発現したトランスジェニックマウス (TgBovXV マウス) を用いたバイオアッセイによって各組織の感染性を調べたところ、投与後 4 か月以降の回腸及び投与後 24 か月の空腸及び回盲接合部で感染性が認められた。なお、回腸と比較すると、空腸及び回盲接合部に分布する感染性は低かつた（参照 9）。

⁴ 感染牛由来の空腸組織を、RHI マウス（野生型）の約 10,000 倍、ウシの約 10 倍の感受性を持つことさざれでいるウシ PrP 過剰発現トランスジェニックマウス (TgbovXV) へ脳内接種する実験。感染牛 16 頭中 9 頭に由来する試料については、接種されたマウスは発症せず、残りの 7 頭由来の試料についても、回腸組織と比べて、マウスへの伝達率は 1/14~3/10 と低く、潜伏期間は 363~522 日と長かった (Hoffman 2011)。

⁵ Protein Misfolding Cycle Amplification：組織と正常プリオランたん白質を試験管内で混合し、超音波処理により PrP^{Sc}を增幅させる方法。

2. vCJD の発生状況等

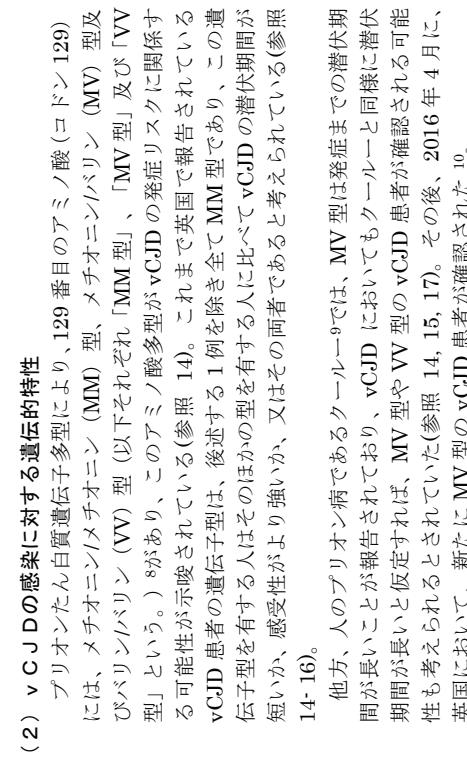
vCJD は、人の伝達性海綿状脳症（Transmissible Spongiform Encephalopathy; TSE）の一つである。vCJD は、定型 BSE 感染牛及び vCJD 患者の脳をマウスに接種する感染実験によって同様に感染が認められ、また原因物質と考えられる PrP^{Sc} の分子生物学的性状が類似していること、定型 BSE の発生数と vCJD の発生数の推移には関連性が認められること等から、定型 BSE 感染牛由来の食品を介して人に感染したものと考えられている。食品安全委員会は、2012 年 10 月評価書において、「人の（定型）BSE プリオンへの感受性については、ヒトブリオンたん白質を過剰発現するトランシジェニックマウスやサルを用いた感染実験結果から、牛と人との間に種間バリアが存在することにより、牛に比べて感受性は低い」と判断した（参照 6）。その後、2012 年 10 月評価書における評価に影響を及ぼすような定型 BSE と vCJD の関連についての新たな科学的知見は得られていない。

vCJD の発生状況について以下に整理した。

(1) 世界の vCJD 発生状況

全世界の vCJD 症例の発生総数は、2018 年 10 月末現在で、英國国立 CJD サーベイランス研究所 (The National CJD Research & Surveillance Unit : NCJDRSU) の報告によれば、全世界で 231 例である。内訳は、英國が 178 例（輸血による感染事例 3 例を含む。）と最も多く、次いで、フランス（27 例）、スペイン（5 例）、アイルランド（4 例）、米国（4 例）、イタリア（3 例）、オランダ（3 例）、ポルトガル（2 例）、カナダ（2 例）、サウジアラビア（1 例）、台灣（1 例）、日本（1 例）である。⁶ 発生数が最も多い英國では、1989 年に牛の特定臓器 (SBO)⁷ について、1992 年に牛の頭部の機械的回収肉 (mechanically recovered meat; MRM) について、1995 年に脊柱の MRM について、それぞれ食品としての利用を禁止した。さらに、1996 年には 30 か月齢超の牛肉を食用とすることを禁止した（2005 年 9 月に廃止）。英國における患者発生数の推移を見ると、これらの措置を講じた結果、2000 年をピークに患者数は減少しており、これまでのところ、1990 年以降の出生者からは、vCJD 患者は確認されていない（参照 10-13）。

(2) 世界の年別 vCJD 症例発生数



⁶ The National CJD Research & Surveillance Unit(NCJDRSU)
<http://www.cjd.ed.ac.uk/documents/worldfigs.pdf>
⁷ 脳、脊髄、脾臓、胸腺、扁桃及び腸を含む。

⁸ 日本人のコドン 129 のアミノ酸多型の割合は、MM 型約 92%、MV 型約 8%、VV 型約 0%
(Dohiura K. et al., Nature, 1991; 353: 634f, 801-802.)
⁹ ペニアニエーギニアのフォア族に流行したブリオン病。フォア族には死者を追悼するための食人の習慣があり、クールーに罹患した死者を食することで、感染が流行した。人が禁止されるとともに患者数は減少した(Gajdusek DC, Science, 1977; 2:197(4307):943-60.)。

Hilton らは、潜在的な vCJD 患者を調査する目的で 1995～1999 年に 10～50 歳の英国人 8,318 人から切除された虫垂又は扁桃を、IHC によって調べたところ、虫垂 1 検体中の 1 個のリンパ球に PrP^{Sc} の蓄積が認められた。また、Hilton らは、1995 年以降に切除された計 12,674 検体の虫垂又は扁桃について、同様に調べたところ、3 検体（うち 1 検体は上記の検体と同じもの）の虫垂に PrP^{Sc} の蓄積が認められた（参照 18, 19）。

さらに、Wadsworth らは、Hilton らが報告した PrP^{Sc} 蓄積の認められた上記 3 例のうちの VV 型の 2 例の虫垂を用い、ヒト PrP（コドン 129M 型）を発現するトランスジェニックマウスの脳内に、組織のホモジネート（0.2～1%）30 μL を接種し感染性を調べたところ、感染性は認められなかつた（参照 20）。

その後、Gill らは、2000 年から 2012 年までに切除された英国の 32,441 人の虫垂を IHC によって調べた。その結果、16 例に、PrP^{Sc} の蓄積が認められた。なお、16 例のコドン 129 については、MM 型は 8 例、MV 型は 4 例、VV 型は 4 例であった。なお、当該調査で PrP^{Sc} の蓄積が認められた事例は、いずれも 1985 年以前の出生コホートに属していた（参照 21）。

（3）評価対象国における CJD サーベイランス及び vCJD 症例

① 米国

米国では、疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention: CDC）が複数のサーベイランスメカニズムを利用して、米国内の vCJD の傾向及び最新の発生率を把握している。医師は、vCJD 疑い例を地域の保健担当部局を通じて州の保健担当部局へ報告することが奨励されている。CDC は死因データ又は医療従事者が報告した 55 歳未満の vCJD 死亡例の臨床及び神経病理記録の調査を行っている（参照 22）。

2018 年 10 月末現在、4 名の vCJD 症例が報告されており、CDC の見解によれば、うち 2 名は英国で、1 名はサウジアラビアで、それぞれ BSE ブリオンにばく露されたことを示す証拠があるとされている。もう 1 名については、米国外で生まれ、クウェート、ロシア及びレバノンに居住経験があるが、感染が起こった場所は不明確であるとされている（参照 23）。

② カナダ

カナダでは、1998 年に CJD のサーベイランスシステムを構築している。医師は州法に従い、CJD を地域の保健機関に報告しなければならな

い。その後、全国に配置された現地調査員が診療記録を調査している（参照 24）。

2018 年 10 月末現在、2 名の vCJD 症例が報告されており、カナダ公衆衛生庁の見解によれば、1 名は、BSE 流行時に複数回にわたり英国内に滞在し、加工肉製品を喫食したことがあつたことから、カナダ国内では牛肉はほとんど喫食しなかつたことから、英國滞在中にばく露されたと推測されている。もう 1 名については、中東で生まれて、カナダに移住する以前に複数の国に居住歴があり、カナダへの移住直前に発症の兆候が見られていたことから、カナダ国外でばく露されたと推測されている（参照 25）。

③ アイルランド

ヨーロッパ諸国では、1993 年に CJD 症例に関するサーベイランスが開始され、その後加盟国を拡大し、現在まで継続されている（参照 14, 26）。アイルランドでは、国内法に基づき、1996 年から CJD が報告対象とされた（参照 27）。

2018 年 10 月末現在、4 名の vCJD 症例が報告されており、うち 2 名は BSE 流行時に英國滞在歴があることがわかつている。残り 2 名についての渡航歴は不明である（参照 28）。

3. 非定型 BSE について

非定型 BSE については、別添に示すとおり、国内評価以降、ブリオンの感染性に係る知見が新たに 3 件、体内分布に係る知見が新たに 2 件それぞれ報告された。これらは、いずれも「適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する非定型 BSE ブリオンによる vCJD を含む人のブリオン病発症の可能性は極めて低いと考える」とした国内評価における見解に影響を及ぼすものではない。

4.まとめ

定型 BSE 感染牛の体内におけるプリオンの分布については、2012 年 10 月評価で整理した知見によれば、現在の SRM 以外の組織に分布する PrP^{Sc} は極めて少ない。また、2012 年 10 月評価以降、PrP^{Sc} の体内分布に関する知見が新たに 3 件報告されたが、現在の SRM 以外の組織で PrP^{Sc} が検出されたとする報告は、いずれも臨床症状を呈する段階の牛又は想定される BSE プリオンの摂取量（脳組織 1 g 相当以下）を大きく超える量の BSE プリオンを投与された牛における実験結果である。2012 年 10 月評価を行った現在 SRM として設定されている範囲が不十分であることを示す新たな知見はない。

vCJD については、2018 年 10 月末現在で、全世界で 231 例が確認されている。発生数が最も多い英国では、1989 年に SBO の食品への使用禁止、1995 年に MRM の製造禁止等の措置を講じた結果、2000 年をピークに患者数は減少しており、これまで、1990 年以降の出生者からは、vCJD 患者は確認されていない。なお、プリオン病は、一般的に潜伏期間を要すること、及び人によつてプリオンたん白質遺伝子多型による感受性の違いがある可能性があることが示唆されている。

なお、本評価の評価対象とされている 3 か国は、いずれも CJD サーベイランスを継続的に実施している。

V. リスク管理措置の点検

1. 國際的な基準及び各国の対策の概要
国際的な基準である OIE コードでは、輸入規制及び飼料規制等の実施状況の評価に基づき各国のリスクステータスが認定されることになっている。また、リスクステータスに応じて、SRM 除去等の食肉処理に関する貿易条件が規定されている(参照 29)。OIE 及び各國の BSE 対策の概要を以下に示す。

(1) 飼料規制

OIE は、リスクステータスの評価において、反する動物由来の肉骨粉等が反する動物に給餌されていないことを、無視できる BSE リスクの国又は管理された BSE リスクの国に認定するための要件としている(参照 29)。日本、米国、カナダ及びアイルランドは、当該基準と同等以上の措置を講じている。肉骨粉の飼料規制の概要を表 2 に示した(参照 29-33)。

(2) BSE サーベイルアンス体制

OIE は、リスクステータスに応じたサーベイルアンスの実施を求めている(参照 29)。日本、米国、カナダ及びアイルランドは、当該基準と同等以上の措置¹¹を講じている。BSE サーベイルアンス体制の概要を表 3 に示した(参照 29, 31-35)。

(3) SRM

OIE は、管理された BSE リスクの国に対し、表 3 に示す範囲を SRM と定義している。一方、無視できる BSE リスクの国に対して SRM の設定は求められない(参照 29)。SRM の概要を表 4 に示した(参照 29, 31-34, 36-38)。

なお、日本に輸入される牛肉等については、日本が定める SRM の範囲を除去していることが、輸入の条件とされている。

¹¹ OIE コードでは、検査が行われた牛の月齢及び検査区分（健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛及び臨床症状牛）によってポイントが定められており、各国は、本国における過去 7 年間のポイントの合計が、その国のリスクステータスに対して求められる値を超えるようにサーベイルアンスを実施する必要がある。

表2 飼料規制の概要（2018年10月末現在）

		給与対象動物							
		OIE		日本		米国・カナダ		歐州連合 (EU)	
肉 骨 粉	反すう 動物	反すう 動物	豚・ 鶏	反すう 動物	豚・ 鶏	反すう 動物	豚・ 鶏	反すう 動物	豚・ 鶏
		×	○	×	×	×	○*	×	×
豚	反すう 動物	○	○	×	○	○	○	○	×
鶏	反すう 動物	○	○	×	○	○	○	○	×

*30か月齢以上の牛の脳及び脊髄等を飼料原料として使用することは禁止されている。

表3 BSEサーベイランス体制の概要（2018年10月末現在）

OIE	日本	米国	カナダ	EU*
無視できるBSEリスクの国	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(30か月齢超のBSEの臨床的疑い例は全て対象。)	48か月齢以上の死亡牛等(48か月齢未満であっても、中枢神経症状を呈した牛、歩行困難牛等は対象。)	30か月齢の高リスク牛※、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等	48か月齢超の高リスク牛※、(48か月齢未満であっても、臨床的にBSEを疑う牛は対象。)
管理されたBSEリスクの国	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(30か月齢超のBSEの臨床的疑い例は全て対象。)			30か月齢超の高リスク牛※、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等

*高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛等
*ブルガリア及びルーマニアについては、30か月齢超の健康牛とす

象とされている。

表 4 SRM0 機要 (2018 年 10 月未現在)

2. 「生体牛のリスク」に係る措置

(1) 米国 米国におけるリスク管理措置の実施状況については、表18にまとめた。

① 侵入リスク

a. 生体牛

生体牛については、1989年7月に英国から、その後順次BSE発生国からの輸入を禁止した(欧洲1997年、日本2001年、カナダ2003年)。2000年12月に、米国がBSEリスク国と判断した国からの全ての動物由來の加工たん白質(豚、鳥類、魚粉由來のみ)と証明できるものを除く。)の輸入を禁止した(参照44)。2013年12月には、OIE基準に基づいて判断されたリスクステータスに応じた条件の下で輸入を認めている。内骨粉のうち反する動物由來のものについては、無視できるBSEリスクの国に認定された国に限り、条件付きで輸入を認めている(参照45)。

② 国内安定性(国内対策の有効性の評価)

a. 飼料規制(規制内容)

1989年にBSE発生国からの肉骨粉の輸入を禁止し、1997年にはほ乳動物由來たん白質を反する動物に使用することを禁止した。ただし、ほ乳動物由來たん白質のうち、牛乳、乳製品、血液、血液製品、ゼラチン、豚由來たん白質、馬由來たん白質、食品及び飼料利用のために加熱した食品残さは、禁止物質(以下米国で反する動物用飼料への使用が禁止された物質を(1)において「禁止物質」という。)から除外されている(参照31,46)。

2009年10月に飼料規制を強化し、動物飼料への牛由來の禁止原料(Cattle Materials Prohibited in Animal Feed: CMPPAF)として、ア)BSE検査陽性牛のと体、イ)30か月齢以上の牛の脳及び脊髄、ウ)30か月齢未満又は脳・脊髄が除去された牛を除く肉食検査未実施・不合格のと体全(体、エ)CMPPAF由來の油脂で不溶性不純物の濃度が0.15%を超える油脂及びオ) CMPPAF由來のMRMの、全ての家畜種の飼料及びペットフードへの使用を禁止した(参照31,46,47)。

なお、米国における一般的な飼養形態として、乳牛には、生後15か月齢まで、代用乳や非反する動物由來のたん白質が給与されることがある。一方、肉牛には動物性たん白質は給与されず、穀物及び牧草主体の飼料を給与されるのが一般的である(参照48)。

¹² 無視できるBSEリスクの国、管理されたBSEリスクの国及び不明のリスクの国

¹³ ミシガン州、ペンシルベニア州、デキサス州、ワシントン州及びウエスタン州

¹⁴ ワシントン州、オレゴン州、モンタナ州、ミネソタ州、アイダホ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ミシガン州及びワイオミング州

b. S RMの処理及び利用実態

2004年1月に、30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髓、

脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節並びに全月齢の扁桃及び回腸遠位部を SRM と定め、食品としての利用を禁止した(参照 49)。また、a) に記載の飼料規制強化以前は、SRM を含む不可食部位の非反する動物用飼料としての利用を認めていたが、飼料規制強化以後は CMPPAF に含まれる部位の飼料への利用を禁止した(参照 31, 46, 47)。除去した SRM を処分する際は、レンダリング処理、焼却又は粗カルボン酸等を用いた変性処理等を行うこととされている(参照 50)。また、CMPPAF に含まれる部位(30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱(尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。) 及び背根神経節) については、埋却処分も認められており、ほとんどが埋却処分されている(参照 51)。

c. レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策

レンダリング事業者、飼料製造者及び飼料販売者に対して、禁止物質を含む可能性のある製品を動物用飼料として製造、加工及び販売する際の、反する動物に給与してはいけない旨の表示、受入れから販売までの記録の保管を、原則として義務付けている。また、これらの事業者が、禁止物質を含む可能性のある製品とそのほかの動物由来の製品を分離して取り扱う場合には、上記の表示及び記録の保管に加え、取扱い設備の分離又は交差汚染防止のための適切な清掃手順の実施を義務付けている。さらに、これらを分離して取り扱うレンダリング事業者に対しては、禁止物質を含まない製品の原料について、單一動物種のみをと畜すると畜場から受け入れに限って認めている。反する動物への飼料給与者に対しては、購入した動物性たん白質を含む飼料の納品書の写し等の義務付けている。米国では、99%以上の飼料製造者が、禁止物質を扱っていない又は取扱い設備の分離を行っている(参照 31, 46)。

牛のと畜事業者及び加工事業者に対しては、SRM の除去、分離及び処分に関する手順書の作成並びにこれらの中手順書を危害分析・重要管理点(HACCP)、衛生標準作業手順(SOP)等に組み込むことを求めている。また、飼料の原料となる部位は、と畜場における CMPPAF との分離が必要である。CMPPAF を扱うレンダリング事業者に対しては、動物用飼料への交差汚染を防止するため、CMPPAF を取扱う際の設備の分離、動物に給与してはいけない旨の表示等を義務付けている(参照 31, 47)。

d. レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況 レンダリング施設及び飼料工場への監視として、禁止物質を取り扱

う事業者に対し、米国食品药品管理局(Food and Drug Administration: FDA) 又は州の検査員が年に一度の立入検査を行い、保管されている記録、清掃手順、従業員への指導等について確認を行っている。2009 年から 2016 年までの 8 年間に検査が行われた立入検査の結果を表 5 及び 6 に示す。立入検査が行われたレンダリング施設のべ 1,207 施設及び飼料工場のべ 15,430 施設のうち、不適合事例が確認されたのは、それぞれ 3 施設及び 4 施設であった。これらの 7 施設中 1 施設では、レンダリング施設における動物用飼料への CMPPAF の分離の瑕疵が認められた¹⁵。当該事業者は製品の回収を実施し、その後改善措置がなされた(参照 31, 48)。

また、上記の立入検査とは別に、FDA は、サーベイランスの目的で、商品として流通している反する動物用に使用される禁止物質を含まない飼料又はその飼料原料のサンプリングを行い、ポリメラーゼ連鎖反応(polymerase chain reaction: PCR) 法及び頸微鏡鑑定によって飼料中の反する動物由來たん白質の有無を調べている(参照 31, 52)。ただし、豚肉骨粉、乾燥乳及び牛血粉等は禁止物質に含まれておらず、頸微鏡鑑定では豚肉骨粉と牛肉骨粉を、PCR 法では牛血粉と牛肉骨粉を、それぞれ判別できないため、陽性事例が見つかった場合には、検査の対象となった飼料の成分表示の確認又は製造業者若しくは販売業者への立入検査が行われることもある(参照 31)。なお、輸入飼料についても、国内産飼料と同様のサンプリング及び検査を行っている。使用が認められない動物性たん白質を含む反する動物用飼料等は輸入が禁止され、当該製品を製造した事業者が製造した製品は、改善がなされるまで輸入が停止される(参照 31)。

反する動物への飼料給与者(農場)に対しては、禁止物質の反する動物への給与禁止、購入した動物性たん白質を含む飼料の納品書の写し等を保管等が適切に行われているかを立入検査によって確認する(参照 31)。

¹⁵ 残りの 6 施設では、清掃手順又は表示の不備が認められた。

表5
米国のレンダリング施設の
立入検査施設数及び不適合事例

	検査施設数	不適合があつた施設数	混入事例	検査施設数	不適合があつた施設数	混入事例	
2009年	182	2	0	2009年	2,729	2	0
2010年	175	0	0	2010年	2,268	0	0
2011年	158	1	1	2011年	1,957	0	0
2012年	164	0	0	2012年	1,974	0	0
2013年	164	0	0	2013年	1,974	0	0
2014年	154	0	0	2014年	1,839	2	0
2015年	108	0	0	2015年	1,484	0	0
2016年	82	0	0	2016年	1,205	0	0

※禁止物質等混入事例：反する動物由来たん白質の反する動物用飼料又はその原料への混入事例及びCMPAFの家畜用飼料又はその原料への混入事例を指す。

表6
米国の飼料工場の
立入検査施設数及び不適合事例

	検査施設数	不適合があつた施設数	混入事例	検査施設数	不適合があつた施設数	混入事例	
2009年	182	2	0	2009年	2,729	2	0
2010年	175	0	0	2010年	2,268	0	0
2011年	158	1	1	2011年	1,957	0	0
2012年	164	0	0	2012年	1,974	0	0
2013年	164	0	0	2013年	1,974	0	0
2014年	154	0	0	2014年	1,839	2	0
2015年	108	0	0	2015年	1,484	0	0
2016年	82	0	0	2016年	1,205	0	0

※禁止物質等混入事例：反する動物由来たん白質の反する動物用飼料又はその原料への混入事例及びCMPAFの家畜用飼料又はその原料への混入事例を指す。

③ サーベイランスによる検証（BSE サーベイランスの概要）
1990 年 5 月以降、BSE の侵入とまん延防止措置の一環として、24か月齢以上の中枢神経症状を呈する牛や歩行困難牛を対象とした BSE サーベイランスを開始した。その後、2003 年 12 月に 1 頭目の BSE 牛が確認されたことを受け、米国は、2004 年 6 月から約 2 年間、BSE ステータスの変化を評価し、国内の BSE 有病率の把握を目的とした拡大サーベイランスでは、検査対象頭数が拡大され、健康と畜牛も検査対象とされた（参照 49）。拡大サーベイランスでは、検査対象では、期間中（約 22か月）に約 67 万頭の BSE 検査が実施され、2005 年 6 月 24 日（1992 年生まれと推定）及び 2006 年 3 月 13 日（1995 年生まれと推定）にそれぞれ 1 頭の米国産牛で BSE 症例が確認された。これらの牛は、いずれも非定型 H-BSE であった（参照 53, 54）。2006 年 3 月までのサーベイランス結果が分析され、米国における BSE 有病率は 100 万頭に 1 頭未満であると推計された。これを踏まえ、2006 年 7 月に現行サーベイランスプログラムを確立し、全月齢の BSE 臨床症状牛等に加え、30か月齢以上の歩行不能牛（ダウナー牛）等の高リスク牛を対象にサーベイランスを実施している。このサーベイランスを実施するもので 100 万頭に 1 頭未満の有病率の変化を検出できる水準として設定されたものであり、OIE の定めた 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能なサーベイランスの水準を満たしている（参照 29, 53）。

1990 年以来米国立獣医学研究所（National Veterinary Service Laboratory; NVSL）は、OIE マニュアルに記された IHC によってサーベイランス検査を実施しており、加えて、WB による診断も実施している。2004 年 6 月以降は、政府獸医当局及び NVSL に認定されている獸医診断施設（参照 55）において、酵素標識免疫測定法（Enzyme-Linked ImmunoSorbent Assay; ELISA）による確定診断を実施している。2018 年 6 月現在、診断施設は 6 施設であり、NVSL は BSE について全ての確定診断と一部のクリーニング検査を実施している（参照 31, 49, 52, 53）。

米国の各年度の BSE サーベイランス頭数を表 7 に示した。

表7 米国の各年のBSEサーベイランス頭数

年 ^{*1}	BSE 検査頭数			BSE 検査陽性 頭数 ^{*2} (うち非定型)
	健康ヒ畜牛	死亡牛	緊急 ヒ畜牛	
1999	35	15	351	265
2000	24	0	2,063	664
2001	159	1	4,516	665
2002	948	2,818	16,045	569
2003	481	3,106	16,612	578
2004	1,869	62,071	25,095	1,066
2005	6	361,986	50,777	1,534
2006	19,904	272,778	20,703	1,416
2007	1	27,175	12,821	3,339
2008	0	26,479	14,224	2,442
2009	0	27,748	14,093	2,376
2010	0	28,827	13,099	2,375
2011	0	27,361	10,849	2,270
2012	0	30,050	9,532	2,494
2013	0	30,761	9,732	2,598
2014	0	30,337	9,078	1,876
2015	0	32,676	6,827	1,399
2016	0	20,539	4,623	1,402
2017	0	17,266	5,309	1,546

*1 1999年は、4月1日～9月30日。2000年以降は、前年10月1日～9月30日。

*2 OIE「世界のBSE発生報告数」¹⁶

*3 2003年に定型BSEが確認されたカナダからの輸入牛については、米国の発生牛に集計されていない。

(参照 31, 52, 56)

④ BSE発生状況

a. 発生の概況

これまでに、米国内で6頭のBSE検査陽性牛が確認されており、うち1頭が定型BSE、5頭が非定型BSE（H-BSE3頭、L-BSE2頭）である（2018年10月末現在）。1例目は2003年12月にワシントン州で確認された乳牛の定型BSE事例であるが、これはカナダからの輸入牛である。2例目は2005年6月にテキサス州で確認された米国産肉用牛の事例、3例目は2006年3月にアラバマ州で確認された米国産肉用牛の事例で、いずれもH-BSEである。4例目は2012年4月にカリ福ルニア州で確認された米国産乳牛の事例、5例目は2017年7月にアラバマ州で確認された米国産肉用牛の事例で、いずれもL-BSEである。6例目は2018年8月にフロリダ州で確認された米国産肉用牛の事例でH-BSEである。5頭の米国産牛の事例は、いずれも非定型BSEとされている（参照 31, 52, 57-61）。

b. 出生コホートの特性

出生年別のBSE検査陽性牛頭数を図4に示した。

米国では、2018年10月末現在、1997年の飼料規制又は2009年の飼料規制強化の前後に関わらず自国産の牛で定型BSE症例は確認されていない。

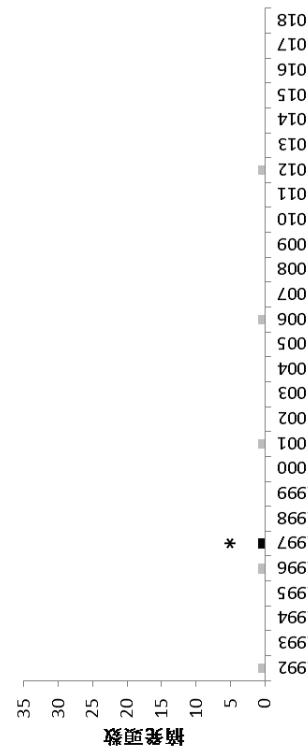


図4 米国の出生年別BSE陽性牛頭数（＊はカナダからの輸入牛）
(参照 31, 52, 56)

(2) カナダ

カナダにおけるリスク管理措置の実施状況については、表19にまとめた。

① 侵入リスク

a. 生体牛

生体牛については、1990年に英国及びアイルランドからの、その後1994年にBSE発生国からの輸入をそれぞれ禁止した。1996年には、カナダ食品検査庁(Canadian Food Inspection Agency: CFIA)がBSE清浄国と認定した国以外の国からの生体牛の輸入を禁止した(参照62, 63)。1998年4月には、BSE清浄国と認定された国からのみ反する動物の輸入が許可された(参照62, 64)。2005年12月には、OIE基準に基づく輸入規制を導入した(参照65, 66)。

米国産の生体牛については、2003年12月の米国におけるBSE牛の確認を受け、と畜場直行牛を除く生体牛の輸入を制限した(参照67)。2004年4月に肥育用子牛(雄子牛)及び一時的に滞在する牛の輸入を再開し(参照68)、2005年3月に30か月齢未満のと畜目的の牛の輸入を再開した(参照69)。さらに、2006年6月に1999年以降に生まれた全ての米国産牛の輸入を認めた(参照70)。

b. 肉骨粉等

肉骨粉については、1988年に、米国産を除く全ての国からの肉粉、骨粉及び血粉の輸入を禁止した(参照62, 71)。1996年からは、反する動物由来原料を含む動物用飼料及びペットフード並びにその原料については、BSE清浄国と認定された国以外からの輸入を禁止した(参照72)。1997年からは、全ての動物由来レンダリング製品について、反する動物用飼料への使用可否に応じた輸入規制を講じた。また、血液及び乳を除く反する動物を原料とするレンダリング製品については、BSE清浄国と認められない国からの輸入を禁止した。1998年には、羊及び山羊由来原料の製品も輸入制限の対象とした(参照73)。また、輸入に際して、輸出国に当該国でと畜された動物であることの証明を要求した。2000年には、BSE清浄国と認めない国からの血粉及びフェザーミール¹⁷を含む全動物由來の全てのたん白質含有製品の輸入を禁止(養殖魚用のレンダリングされた血液製品のフランスからの輸入及び養殖魚用の豚肉骨粉のデンマークからの輸入を除く。)した(参照74)。2005年12月には、OIE基準に基づく輸入規制を導いた(参照65, 66)。

入した(参照65, 66)。

動物性油脂については、1982年に米国からの非食用動物由来油脂の輸入を開始し(参照75)、1988年には非食用に限らず、米国からの油脂の輸入を認可した。1996年には、タローについてBSEに特化した輸入規制の適用対象から除外し、用途を限定せず、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、イスランド、ニュージーランド、ノルウェー及びスウェーデンからの輸入を開拓した(参照72)。2000年には、たん白質を含まないタロー及びタローから製造された製品については、許容される不溶性不純物の最大濃度を0.15%とし、これに関する証明及び交差汚染を防ぐ措置がある場合については、BSE非清浄国からの輸入を認めた(参照74)。2005年12月には、肉骨粉と同様に、OIE基準に基づく輸入規制を導入した(参照65)。

② 国内安定性(国内対策の有効性の評価)(飼料規制)

a. 飼料規制(規制内容)

1997年から、CFIAは、原則としては乳動物由来たん白質を反する動物用飼料に使用することを禁止した(以下カナダで反する動物用飼料への使用が禁制された物質を(2)において「禁止物質」という)。ただし、ほ乳動物由来たん白質のうち、牛乳、乳製品、血液製品、ゼラチン、豚由来たん白質及び馬由来たん白質は、禁止物質から除外かれている(参照62)。

さらに、2007年7月に飼料規制を強化し、禁止物質のうち、SRM(30か月齢以上の牛の頭蓋骨、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節並びに全ての月齢の牛の回腸遠位部)(参照76)を、全ての家畜種の飼料、ペットフード及び肥料への利用を禁制した(参照77)。同時に、不溶性不純物の濃度が0.15%を超える反する動物由来の油脂を反する動物用飼料に利用することを禁止した。また、併せて、反する動物用飼料に使用可能なゼラチンは皮由來のものに限ることとした。なお、不溶性不純物の濃度が0.15%を超える反する動物由来油脂については、全ての動物への使用を禁制している(参照76-79)。

なお、カナダにおける一般的な飼養形態として、乳牛には、生後15か月齢まで、代用乳や非反する動物由來のたん白質が給与されことがある。一方、肉牛には動物性たん白質は給与されず、穀物及び牧草主体の飼料を給与されるのが一般的である(参照80)。

b. SRMの処理及び利用実態

全月齢の回腸遠位部及び30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、扁桃、三叉神経筋、脊髄及び背根神経節をSRMとして定めている(参照81, 82)。

¹⁷ 鶏等の家きんの羽に対し、レンダリング処理を行い、加工したもの

と畜場で除去されたSRMについては、他の部位と分離及び染色され、専用のコンテナに入れて輸送され、レンダリング施設での焼却されるほか、食用に回らないことが確実な方法（加水分解処理）による処分も認められている（参照 83, 84, 85）。a)に記載の飼料規制強化以前は、SRM を含む非可食部の非反する動物用飼料としての利用を認めていたが、飼料規制強化以後は SRM の飼料への利用を禁止した。なお、死亡牛についても、SRM と同様の処分がなされる（参照 84）。

c. レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策
レンダリング事業者及び飼料製造事業者に対しては、反する動物用飼料又はその原料への禁止物質の交差汚染防止のため、製造ライン、製造装置及び輸送器の分離、製品に関する記録の保管並びに禁止物質を含む製品への反する動物への給与禁止の表示を義務付けている（参照 83）。

d. レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況

レンダリング施設への監視として、SRM 及び禁止物質の取扱状況に応じて施設を 5 つにリスクカテゴリーに分類し、リスクに応じて少なくとも年に 1~4 回の立入検査を実施している（参照 80, 84）。飼料工場に対する監視としては、禁止物質の取扱い及び反する動物用飼料の製造に基づく TSE リスク並びに医薬品のリスクに応じて施設を 4 つのリスクカテゴリーに分類し、リスクに応じて少なくとも年に 1 回から 4 回の立入検査を実施している（参照 84）。レンダリング施設及び飼料工場への立入検査では、記録の保管、表示及び設備の分離等の実施状況を確認項目としている（参照 84）。2009 年から 2016 年までの 8 年間の立入検査の結果を表 8 及び 9 に示す。この間、検査件数のデータがない 2009 年を除いて、レンダリング施設のべ 326 施設、飼料工場のべ 2,669 施設に対し立入検査が実施され、不適合事例が確認されたのは、それぞれ 72 施設及び 57 施設であった。このうち、飼料工場における反する動物用飼料への SRM 以外の禁止物質の混入事例が 1 施設で確認された¹⁸。当該事業者は改善措置を講じ、CFLA がそれを確認した（参照 80, 86）。また、カナダでは、タロー、血粉及び脱脂粉乳等の反する動物由来製品の反する動物用飼料への利用が認められており、技術的に禁止物質とこれらを判別できない（参照 86）。

なお、上記と同様の技術的理由から、流通飼料に対するサンプリング検査は実施していない（参照 86）。

表 8
カナダのレンダリング施設の
立入検査施設数及び不適合事例
表 9
カナダの飼料工場の
立入検査施設数及び不適合事例

	検査 施設数	不適合があ った施設数	立入検査施設数及び不適合事例		
			検査 施設数	不適合があ った施設数	検査 施設数
2009 年	—	14	0	2009 年	—
2010 年	47	5	0	2010 年	427
2011 年	48	7	0	2011 年	407
2012 年	50	5	0	2012 年	389
2013 年	49	17	0	2013 年	367
2014 年	45	10	0	2014 年	360
2015 年	43	5	0	2015 年	375
2016 年	44	9	0	2016 年	344

※禁止物質等混入事例：反する動物由来たん白質の反する動物用飼料又はその原料への混入事例及び SRM の家畜用飼料又はその原料への混入事例を指す。

¹⁸ 残りの事例は、表示・記録の不備等であった。

③ サーベイランスによる検証（BSE サーベイランスの概要）

表10 カナダの各年のBSEサーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数		BSE 検査陽性牛 ^{*3}
	検査頭数 ^{*1}	神経症状を呈した牛	
1992	225	—	0
1993	645	54	1
1994	426	51	0
1995	269	67	0
1996	454	157	0
1997	759	244	0
1998	940	137	0
1999	895	692	0
2000	1,020	452	0
2001	1,581	623	0
2002	3,377	451	0
2003	5,727	286	2 ^{*4}
2004	23,550	—	0
2005	57,768	—	2
2006	55,420	—	5
2007	58,177	—	3
2008	48,808	—	4
2009	34,619	—	1
2010	35,656	—	1
2011	33,186	—	1
2012	27,371	—	0
2013	31,187	—	0
2014	27,531	—	0
2015	26,285	—	1
2016	27,346	—	0
2017	29,844	—	0

^{*1} 2004年以降については、CFIAホームページサーベイランス結果¹⁹より。

^{*3} OIEホームページ「世界のBSE発生報告数」²⁰より。

^{*4} うち1頭は米国で確認されたBSE⁴。

(参照 88, 90)

¹⁹ CFIA ホームページ、<http://www.inspection.gc.ca/animals/terrestrial-animals/diseases/reportable/bse/enhanced-surveillance/eng/1323992647051/1323992718670>

²⁰ OIE ホームページ <http://www.oie.int/id=505>

④ BSE発生状況

a. 発生の概況

カナダにおいては、1993年に英國から輸入されたサレール種の牛において初めてBSEが確認された。その後、2003年5月にカナダ産の牛で初めてBSEが確認された。2018年6月までに、カナダ国内でカナダ産牛のBSE検査陽性牛は合計19頭確認されており、そのうち2頭が非定型BSE(H型及びL型)である(参照80, 84, 91)。

b. 出生コホートの特性

出生年別のBSE検査陽性牛頭数を図4に、2007年の飼料規制強化後に出生した定型BSE検査陽性牛を表11に示した。

定型BSE検査陽性牛の出生時期については、2000年から2002年生まれが最も多かった。カナダにおいて飼料規制が強化された2007年以降に生まれた牛では、2018年10月末現在、2009年3月生まれの定型BSE症例(以下「#19」という)1頭が確認されている(参照80, 84)。

c. 2009年生まれの牛で確認された定型BSE陽性牛に関する疫学調査

CFIAは、2015年に確認された、2009年3月生まれの定型BSE陽性牛(#19)について疫学調査を実施し、BSEブリオンへのばく露経路として、農場内でのばく露及び流通している飼料を介したばく露の可能性を検討した。

農場内でのばく露については、#19は、2004年3月に生まれ2010年2月に定型BSEと診断された症例(以下「#17」という)と同農場において、#17が定型BSEと診断される前に生まれた牛であり、#17への感染に関与したと見られる汚染飼料のごく一部が上記の出生農場に残留していた可能性があるとされた。なお、垂直感染及び環境からのばく露の可能性についても調査がなされたが、これらとの経路を介してBSEブリオンにばく露された証拠は確認されなかつた。

流通している飼料を介したばく露については、当該農場で購入していった飼料の製造事業者について調査を行った。当該農場では2008年3月から2010年3月までの間に9社から飼料を購入していた。そのうち、4社では動物由来副産物を取り扱っていたが、3社では、禁止物質以外の動物由来副産物を取り扱っているが、購入していた飼料はいずれもミネラルサプリメントであり、動物由来副産物を含むものではなかつた。1社は、禁止物質以外の動物由来副産物を取り扱っており、当該事業者から代用乳を購入していたが、この飼料が購入されたのは#19が11か月齢の時点であり、この飼料は#19に給与されていなかつた。

た。残る1社は、禁止物質を扱っていたが、反対する動物用飼料への交差汚染防止対策が講じられており、2008年から2010年までの間の違反事例は、禁止物質を含む飼料へのロットナンバーの付け忘れのみであった。また、動物由来副産物を取り扱う飼料製造事業者5社が原料調達先としているレンダリング施設11社について、CFIAが2008年から2010年までの間に行った立入検査の記録では、これらの施設で交差汚染があったことは示されていない。

CFIAは、上記を踏まえ、#17への感染に関与していたと見られる汚染飼料のごく一部の残留が、定型BSEの#19への感染に関する最もも蓋然性のある原因であるとしている。

なお、#19の肉等は焼却処分され、食品及び飼料チェーンには入っていない。また、当該農場で2008年3月25日から2010年3月25日までに生まれた牛746頭のうち、2015年時点できていることが確認された132頭については、処分された又はされる予定である(参照84)。

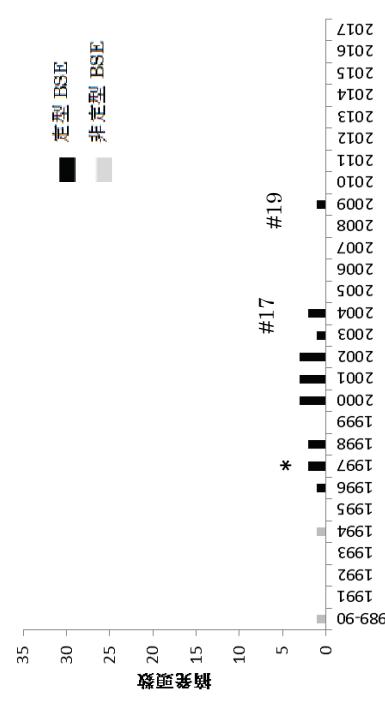


図4 カナダの出生年別BSE陽性牛頭数
(*に米国への輸出牛1頭を含む)

表11 2007年の飼料規制強化後に生まれた定型BSE陽性牛

誕生年月	確認年	年齢	区分
2009年3月	2015年2月	70か月齢	ダウナー牛 (緊急ヒ畜牛)

- (3) アイルランドにおけるリスク管理措置の実施状況については、表20にまとめた。
- ① 侵入リスク
- a. 生体牛
- EU域内については、1989年7月に、英國で1988年7月18日以前に生まれた牛及びBSE患畜並びにその疑似患畜である産仔のEU域内への輸出が禁止された。1996年には、英國からの生体牛のEU域内への輸出が禁止され、1998年にはボルトガルからの生体牛の輸出が禁止された。その後、2004年にボルトガルからの当該輸出禁止措置が解除され、2006年には英國からの輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除された(参照 92, 93)。
- EU域外からの生体牛の輸入については、2001年に、輸出国のBSEステータス分類に応じた輸入条件を適用した。輸出可能国はEU規則の第三国リストによる検査所(BIP)による検疫検査の上、輸入を認められる書類が発行される。その後、輸入が認められた生体牛がEU域内を移動する際には、当該書類を求めることがとした(参照 92, 93)。
- b. 肉骨粉等
- EU域内については、1996年に、英國からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出が禁止された。1998年には、ポルトガルからのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出が禁止された。2001年には、家畜飼料用の肉骨粉等を含む加工動物性たん白質の輸入を禁止した(参照 92, 93)。2002年には、動物由来副産物及び加工品の収集及び輸送に関する条件について、仕向け先の政府当局の許可、表示、車両の洗浄・消毒等を定め、これらを満たす場合を除き輸送を認めない(参照 93)。

b. 肉骨粉等

EU域内については、1996年に、英國からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出が禁止された。1998年には、ポルトガルからのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出が禁止された。2001年には、家畜飼料用の肉骨粉等を含む加工動物性たん白質の輸入を禁止した(参照 92, 93)。2002年には、動物由来副産物及び加工品の収集及び輸送に関する条件について、仕向け先の政府当局の許可、表示、車両の洗浄・消毒等を定め、これらを満たす場合を除き輸送を認めない(参照 93)。

② 国内安定性(国内対策の有効性の評価)

a. 飼料規制(規制内容)

1994年から飼料規制を実施したEUに先駆け、1990年8月に反する動物用飼料としての肉骨粉の販売及び給与を独自に禁止した。1996年10月には、ほ乳動物由来肉骨粉を用いた豚・鶏用飼料の製造に対し許可制を導入する等の飼料規制の強化を図った(参照 92, 93)。

2001年1月には、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)について、全ての家畜への給与を完全に禁止した。これらの規

- 制によって、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)を反する動物用飼料に供することが不可能となった。なお、2001年1月以前の動物由来たん白質については、市場、流通経路及び農場から在庫を回収することが法律で規定された。また、不溶性不純物の濃度が0.15%を超える反する動物由来の油脂の使用を禁止している(参照 92, 93)。
- b. SRMの処理及び利用実態
- EUで月齢超の頭蓋(下顎を除き脳及び眼を含む。)及び脊髄、30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨後・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)、全月齢の扁桃並びに小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜をSRMとして定め、食品としての利用を禁止している。除去したSRMを処分する際は、粒子径50mm以下で、中心温度133°C、30分、3気圧以上の条件下でレンダリング処理後、焼却処分される(参照 33)。また、死亡牛についてもこれと同様である(参照 33, 94)。
- aに記載のとおり、アイルランドでは、原則として動物由来たん白質について全ての家畜への給与を禁止している。そのため、レンダリング施設に由来する副産物は、一部の動物性油脂を除き、牛用飼料を含む家畜用飼料の原料とされない。
- c. レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策
- レンダリング施設に対しては、EU規則に基づき、動物性副産物をリサイク別にカテゴリー1~3に分け、専用の処理ラインで処理することを義務付けている。カテゴリー1はTSEに罹患した動物に由来するもの、SRM等、カテゴリー2はカテゴリー1を含まない死亡牛の部位等、カテゴリー3はそのほかのリスクと考えられる動物性副産物である(参照 94)。2018年6月現在、アイルランドにはカテゴリー2の動物性副産物を処理する施設はない(参照 33)。
- 飼料については、前述のとおり、EU規則に基づき、2001年1月に、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)について、全ての家畜への給与を完全に禁止した。なお、一定の条件の下、非反する動物用飼料に魚粉・動物由来第二リン酸カルシウム・血液製品(動物性たん白質)を使用することが可能であるが、反する動物用飼料を製造する建物内において動物性たん白質を製造することは、禁止されている(参照 92, 93)。

d. レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守状況

レンダリング施設への監視として、アイルランド農業・漁業・食糧省 (Department of Agriculture, Food and the Marine: DAFM) が作成したプログラム計画に基づき、地方歯医当局の歯医官等が半年に 1 回以上の頻度で立入検査を行っている。立入検査では、DAFM の定めた点検項目に従い、レンダリングの処理条件、HACCP の実施状況、工場の衛生状況、原料・製品の輸送方法、書類の保管状況等を調べている。また、レンダリング産物は 4 半期に 1 回サンプリングされ、油脂への不溶性不純物の混入、肉骨粉へのグリセロールトリヘプタノエート (GTH) ²¹⁾ の混入等が検査される。2009 年から 2016 年までの 8 年間の立入検査及びサンプリング検査の結果を表 1.2 及び表 1.3 に示す。立入検査及びサンプリング検査が行われたレンダリング施設のべ 85 施設のうち、不適合事例が確認された施設数はのべ 45 施設であったが、SRM の交差汚染事例等は認められなかった²²⁾ (参照 33, 93, 95)。

飼料事業者に対しては、DAFM の検査員が立入検査を行い、動物性タン白質の有無、第二・第三リン酸カルシウムの由来動物、ペットフードの保管状況について確認を行う。また、立入検査に合わせてサンプリングを行い、顕微鏡鑑定によって肉骨粉の混入の有無を調べる。2011 年から 2016 年までの 6 年間の立入検査及びサンプリング検査の結果を表 1.4 及び表 1.5 に示す。立入検査及びサンプリング検査が行われた飼料事業者のべ 528 施設のうち、不適合事例が確認されたのは、のべ 4 施設であったが、反対する動物用飼料への反対する動物由來たん白質の混入事例等は認められなかった²³⁾。なお、輸入飼料についても、国内産飼料と同様のサンプリング及び検査が行われており、2012 年から 2016 年までの 5 年間に検査陽性事例は認められていない(参照 33, 93, 95)。

農場に対しては、DAFM の検査員が立入検査を行い、配合飼料の由来及び成分、ペットフードの分離保管の確認並びにサンプリングを行う。複数の違反事例が認められたが、飼料のトレーサビリティ及び衛生管理に関するものが主であり、動物由來副産物又は内骨粉に関連した違反は無かつた(参照 33, 93, 95)。

表 1.2
アイルランドのレンダリング施設の立入検査施設数及び不適合事例

	検査施設数	不適合があつた施設数	禁止物質等混入事例	検査施設数	不適合があつた施設数	禁止物質等混入事例
2009 年	10	0	0	2009 年	10	0
2010 年	10	0	0	2010 年	10	0
2011 年	10	3	0	2011 年	10	0
2012 年	11	6	0	2012 年	11	0
2013 年	11	9	0	2013 年	11	0
2014 年	11	9	0	2014 年	11	1
2015 年	11	8	0	2015 年	11	0
2016 年	11	8	0	2016 年	11	1

表 1.4
アイルランドの飼料工場の立入検査施設数及び不適合事例

	検査施設数	不適合があつた施設数	禁止物質等混入事例	検査施設数	不適合があつた施設数	禁止物質等混入事例
2009 年	—	—	—	2009 年	—	—
2010 年	—	—	—	2010 年	—	—
2011 年	74	0	0	2011 年	74	0
2012 年	74	0	0	2012 年	74	0
2013 年	96	0	0	2013 年	96	0
2014 年	92	2	0	2014 年	92	2
2015 年	93	0	0	2015 年	93	0
2016 年	99	0	0	2016 年	99	0

※禁止物質等混入事例：反対する動物由來たん白質の反対する動物用飼料又はその原料への混入事例及び SRM の家畜用飼料又はその原料への混入事例を指す。

表 1.3
アイルランドのレンダリング施設のサンプリング検査施設数及び不適合事例

	検査施設数	不適合があつた施設数	禁止物質等混入事例
2009 年	10	0	0

²¹⁾ SRM 等を含む高リスクな副産物を化製処理する際にマーカーとして添加することとされている。

²²⁾ 不適合事例は、表示・記録の不備、サルモネラの検出事例等であった。

²³⁾ 不適合事例は、非反対する動物用飼料への鳥の羽及び肉片の混入事例であった。

(3) サーベイランスによる検証（BSE サーベイランスの概要）

1989 年 4 月に、BSE を通報対象疾病に指定し、牛の所有者又は獣医師等に対し、BSE の疑いがある牛又はその枝肉を発見した場合に、DAFM 長官又は同省地域獣医事務所の検査官へ通報することを義務付けた(参照 93)。

1996 年には、BSE 陽性牛の同居牛に加え、コホート牛及び子孫のサーベイランスを開始した。2000 年には、健康と畜牛 965 頭及び死亡牛 550 頭の検査を行った。2001 年 1 月には、30か月齢超の全ての健康と畜牛及び 24か月齢超の全ての緊急と畜牛の検査を、同年 6 月には、24か月齢超の全ての死亡牛の検査をそれぞれ義務付けた(参照 92, 93)。

2009 年 1 月には、健康と畜牛、緊急と畜牛及び死亡牛の検査対象月齢を 48か月齢超に引き上げた(参照 93)。2011 年 7 月には、健康と畜牛の検査対象月齢を 72か月齢超へとさらに引き上げた(参照 93)。そして、2013 年 3 月 4 日には、健康と畜牛の検査を廃止した(参照 96)。

スクリーニング検査のためのサンプリングについては、EU 規則に準拠した SSOP に基づき実施している(参照 97)。スクリーニング検査は DAFM により承認された 4か所の迅速診断検査施設 (RTL) で実施している。WB、IHC 及び病理組織学的検査による確定診断は国立リフレンズ研究所 (NRL) でのみ実施している(参照 93, 97)。

アイルランドの各年度の BSE サーベイランス頭数を表 1 6 に示し

た。2017 年には、アイルランド国内では 60,334 頭の牛について BSE 検査が実施された。内訳は、死亡牛が 59,789 頭、緊急と畜牛が 529 頭

及び臨床的に BSE が疑われる牛が 16 頭であった(参照 93, 98, 99)。

サーベイランスの結果は、OIE が管理された BSE リスクの国に求め

る 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能なサーベイランスの水準を満

たしている。

表 1 6 アイルランドの各年の BSE サーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数			BSE 検査陽性牛 (うち新定型)
	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	
1989	—	—	—	—
1990	—	—	—	—
1991	—	—	—	—
1992	—	—	—	—
1993	—	—	—	—
1994	—	—	—	—
1995	—	—	—	—
1996	—	—	—	—
1997	—	—	—	—
1998	—	—	—	—
1999	—	—	—	—
2000	985	550	232	349
2001	636,930	24,612	893	472
2002	610,002	76,203	2,169	491
2003	599,529	84,983	2,485	344
2004	604,971	85,300	2,314	275
2005	678,663	90,536	2,080	242
2006	740,015	100,662	2,477	177
2007	758,414	86,981	1,957	108
2008	686,329	98,787	2,203	94
2009	313,352	70,905	1,062	44
2010	327,135	63,632	762	35
2011	284,867	52,468	1,060	22
2012	239,714	57,076	1,263	14
2013	81,394	73,477	1,014	10
2014	3	47,885	818	13
2015	0	49,883	974	11
2016	0	59,271	755	16
2017	0	59,789	529	16

* 2013 年 3 月にも 1 頭の BSE 検査陽性牛が確認されている。

(参照 93, 98, 99)

④ BSE発生状況

a. 発生の概況

アイルランドでは、1989年に初めてBSE検査陽性牛が確認され、以後、2002年の333頭をピークに、合計1,661頭のBSE検査陽性牛が確認されている（2018年6月現在）。このうち5頭が非定型BSE（H型4頭及びL型1頭）である。

b. 出生コホートの特性

出生年別のBSE検査陽性牛の頭数を図5に、飼料規制強化後に出生した定型BSE検査陽性牛を表17に示した（参照33, 93, 98, 99）。定型BSE検査陽性牛の出生時期については、1995年生まれが最も多かった。完全な飼料規制（全ての畜産への動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）の給与禁止）が実施された2001年1月以降に生まれた定型BSE陽性牛は合計12頭である。このうち、11頭は2004年4月までに生まれた牛であるが、2010年1月生まれの牛で定型BSE陽性牛が1頭確認されており、これが最も遅く生まれた定型BSE陽性牛である（参照33, 93, 98）。

c. 2010年生まれの牛で確認された定型BSE陽性牛に関する疫学調査

DAFMは、2015年に確認された、2010年1月生まれの定型BSE陽性牛（以下「当該牛」という。）について、感染源の調査を目的とした疫学調査を実施した。

DAFMは、DAFMが定めるプロトコールに従い、当該牛が生まれた農場において2009年から2011年までに生まれた牛を「コホート」と見なし、これらの牛について調査を行った。コホートとして特定された63頭の牛は、と育された後、BSE検査の対象とされた。結果は全て陰性であった。なお、当該牛は4頭の産仔があり、これらについても同様の検査を行ったが、結果は全て陰性であった。

飼料については、当該牛が生まれた農場では2009年から2010年までの間に5つの飼料事業者から購入していた。うち4つはアイルランド国内、1つは北アイルランド（英國）の事業者であった。アイルランド国内の事業者については、その2年間にDAFMが52検体をサンプリングし検査を行ったが、動物由来の成分は検出されなかつた。また、北アイルランドの事業者についても同様に、2009年及び2010年に北アイルランド農業農村地域開発省（Department of Agriculture and Rural Development in Northern Ireland: DARDNI）が10検体を検査したが、動物由来の成分は検出されなかつた。また、当該牛に代用乳は給与されていない。なお、当該農場では、2002年7月にも定型BSE陽

性牛が確認されているが、発生確認後、同居牛は全て処分され、飼料の保管場所及び牛舎の清掃がなされた。これをDAFMが確認した後、2002年9月に再び牛が導入された。そのほか、環境からのはく露、垂直感染及び医原性の感染の可能性についても調査がなされたが、それらの経路を介してBSEブリオンにはく露された証拠は確認されなかつた。

DAFMは、BSEブリオンへの感染源の調査は、はく露から当該牛の確認までの時間的隔たりから、困難であるとした上で、飼料への交差汚染が感染源である可能性はかなり小さいとしている。一方、偶発的に古い残留飼料の小片にはく露された可能性及び環境からばく露があつた可能性は完全には否定できないとしている。なお、当該牛の肉等は処分され、食品及び飼料チーンには入っていない（参照100）。

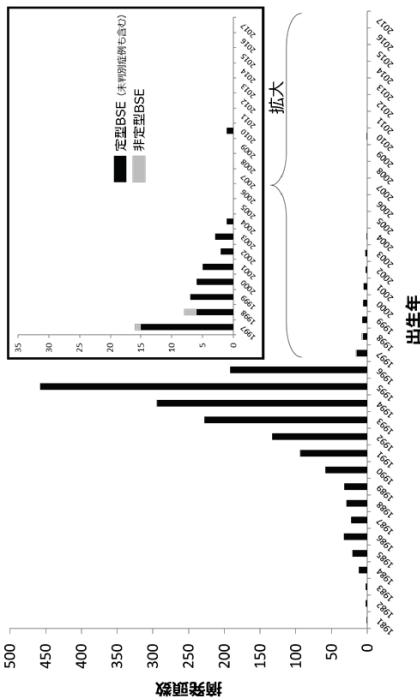


図5 アイルランドの出生年別のBSE検査陽性牛頭数

3. 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置

(1) 米国

米国におけるリスク管理措置の実施状況については、表18にまとめた。

表17 飼料規制強化後に生まれた定型BSE検査陽性牛

誕生年月	確認年	月齢	区分
2001年2月	2009年	96か月齢	死亡牛
2001年3月	2005年	52か月齢	死亡牛
2001年3月	2006年	66か月齢	臨床的に疑われる牛
2001年9月	2005年	44か月齢	死亡牛
2001年11月	2008年	79か月齢	臨床的に疑われる牛
2002年5月	2007年	65か月齢	死亡牛
2002年11月	2009年	83か月齢	健康と畜牛
2003年2月	2008年	68か月齢	コホート牛
2003年3月	2008年	66か月齢	死亡牛
2003年3月	2011年	97か月齢	死亡牛
2004年4月	2009年	67か月齢	健康と畜牛
2010年1月	2015年	65か月齢	死亡牛

(参照 33, 93)

① SRM除去

a. SRM除去の実施方法等

と畜工程において背割りが行われており、一般的には、背割り後に脊髄を吸引器によって除去した後、枝肉を温水、冷水等で洗浄している。背割り鋸については、1頭ごとに洗浄している。SRMが適切に除去されていることを検査官（獸医官を含む。）が目視によって確認している（参照 6, 101）。

日本に輸出する牛肉等については、日本が定めるSRMを除去していることが輸入の条件とされている。なお、米国内向けには、30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髓、胸椎及び腰椎の横突及びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節並びに全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除去部を除去している（参照 50, 102）。月齢の確認は、歯列判定又は書類の確認によって行う（参照 103）。

b. SSOP, HACCPに基づく管理

と畜場及び食肉処理施設に対し、HACCP、SSOP等を組み込むことを定めており、モニタリングの実施・記録保持等の検査体制の確保を義務付けている（参照 6, 104）。SRM除去については、前述のとおり検査官（獸医官を含む。）が確認しており、2015年には、これらの検査官が、SRM除去が不十分であると認めた事例が 85 例あった。これらの事例については、いずれもその場で SRM の除去が行われた（参照 101, 105）。

② と畜処理の各プロセス

a. と畜前検査

と畜場に搬入される全ての牛は、獸医官又はその監督の下で検査官が行うと畜前検査に供される。歩行困難牛（横臥状態から起立できない牛及び歩行不可能な牛を指し、四肢の骨折、腱若しくは韌帯の損傷、神経麻痺、脊柱骨折又は代謝異常を示す牛を含む。）と診断された牛を、食用目的でと畜することは禁止している（参照 6, 101, 104）。

b. スタンニング、ピッシング

空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用を禁止している。ビッシュ

シングも禁止している(参照 104, 106)。

(3) その他

a. 機械的回収肉 (MRM)

日本向け輸出用には MRM の生産はされていない。米国内では、30か月齢以上の牛の頭蓋骨及び脊柱については使用禁止とした上で、MRM の生産が行われている(参照 6, 102, 103)。

b. と畜場及びと畜頭数

牛のと畜場は 650 施設あり、そのうち対日輸出認定施設は 51 施設ある(2017 年現在)。牛の年間と畜数は約 3,200 万頭である(2017 年現在) (参照 101, 104)。

c. 我が国における輸入時検疫

米国産牛肉等については、2013 年 2 月に、30 カ月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められており、その後確認された輸入条件不適合事例は、30 カ月齢以下の牛由来であることが確認できない事例 1 例であった(参照 101)。

(2) カナダ

カナダにおけるリスク管理措置の実施状況については、表 1.9 にまとめた。

① SRM除去

a. SRM除去の実施方法等

と畜工程において背割りが行わされており、背割り後に脊髄を吸引器によって除去した後、一般的には枝肉を温水、冷水等で洗浄している。背割り鋸に付いては、1 頭ごとに洗浄している。SRM が適切に除去されていることは検査官(獣医官を含む)が目視によって確認している(参照 25, 107)。

日本に輸出する牛肉等については、日本が定める SRM を除去していることが輸入の条件とされている。なお、カナダ国内向には、30 か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節並びに全月齢の回腸遠位部を除去することを義務付けている。月齢の確認は、歯列判定又は書類の確認によって行う(参照 25)。

b. S S O P, H A C C P に基づく管理

全てのと畜場で HACCP 及び the Meat Hygiene Manual of Procedures (MHMOP) を導入しており、モニタリングの実施・記録保持等の検査体制を義務付けている(参照 25)。CFIA は、と畜場が定める HACCP プログラムの運用状況を検証するため、SRM 除去の遵守状況について少なくとも 1 日 1 回の監視を行っており、2016 年度には、CFIA が SRM 除去が不十分と認めた事例が 4 例あった。これらの事例については、いずれもその場で SRM の除去が行われた(参照 108, 109)。

② と畜処理の各プロセス

a. と畜前検査

と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官又はその監督の下で検査官が目視で確認し、行動異常、運動失調等が認められたものは、と畜を禁止している(参照 6, 25)。

b. スタンニング、ピッシング

空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用を禁止している。ピッシングも禁止している(参照 25, 107)。

③その他

a. 機械的回収肉 (MRM)

日本向け輸出用には MRM の生産はされていない。
カナダ国内では、30か月齢以上の牛の頭蓋骨及び脊柱については使
用禁止とした上で、MRM の生産が行われている(参照 25)。

b. と畜場及びと畜頭数

牛のと畜場は 23 施設あり、そのうち対日輸出認定施設は 8 施設ある
(2017 年現在)。牛の年間と畜数は約 268 万頭である(2016 年現在)
(参照 25, 101)。

c. 我が国における輸入時検疫

カナダ産牛肉等については、2013 年 2 月に、30か月齢以下の牛に由
来するものに限り輸入が認められており、その後現時点までに確認さ
れた輸入条件不適合事例は、30か月齢超の牛に由来する牛肉であった
事例及び扁桃の除去が不十分であった事例の 2 例であった(参照 101)。

(3) アイルランド

アイルランドにおけるリスク管理措置の実施状況については、表 20 に
まとめた。

① SRM除去

a. SRM除去の実施方法等

脊髄の除去は、背割り後に専用のナイフ又は吸引装置を用いて行う。
背割り鋸についても、1 頭ごとに洗浄している(参照 97)。一般的に水
による枝肉の洗浄は行っていない(参照 110)。脊柱については、食肉処
理施設で除去される。SRM が適切に除去されていることは獸医官が目
視によって確認している(参照 97)。

日本に輸出する牛肉等については、日本が定める SRM を除去してい
ることが輸入の条件とされている。なお、アイルランド国内向ければ、
12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳及び眼を含む。)及び脊髓、30か
月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中
仙骨後・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)並びに全月齢の扁桃、小
腸の後部 4 メートル、盲腸及び腸間膜を除去することを義務付けてい
る。月齢の確認には耳標、個体ペースポートを使用しており、全ての牛の
生年月日はデータベースに記録されている(参照 97, 111)。

b. SSOP, HACCPに基づく管理

全てのと畜場及び食肉処理施設において SSOP 及び HACCP に基
づく管理を導入している(参照 107)。DAFM は、各施設の HACCP に基
づく手順について、有効性を検証するための定期的な監査を行ってい
る(参照 111, 112)。SRM 除去については、前述のとおり獸医官が確認
しており、2016 年は、SRM 除去に関する遵守が不十分であった事例
は認められなかつた(参照 113)。

② と畜処理の各プロセス

a. と畜前検査

と畜場に搬入される全ての牛については、健康状態等を獸医官が目
視によって検査し、神經異常若しくは行動異常又は中枢神経系の損傷
に連した全身状態の悪化を示した牛は BSE 疑いと判断される。これ
らの牛を食用目的でと畜することを禁止している(参照 97)。
なお、と畜前検査において前述の異常が認められた 48か月齢超の牛
については、BSE 検査の対象としている(参照 97)。

表 18 BSE 対策の点検表（米国の実施状況及び点検結果）

		* 規制化措置導入後 5 年未満の場合は、別途、総合評価の項目で検討する。	
		備考	
1 「生体牛のリスク」に係る措置			
1 優先リスク			
a 生体牛	<input type="checkbox"/> :発生国からの輸入禁止措置がとられている。 <input type="checkbox"/> :発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件下、特定の国において解除している。 <input type="checkbox"/> :発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。 <input type="checkbox"/> :発生国からの輸入禁止措置がとられていない。	OIE 基準に基づく措置が講じられている。	
b 肉骨粉等	<input type="checkbox"/> :発生国からの輸入禁止措置がとれている。 <input type="checkbox"/> :発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件下、特定の国において解除している。 <input type="checkbox"/> :発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。 <input type="checkbox"/> :発生国からの輸入禁止措置がとられていない。	OIE 基準に基づく措置が講じられている。	
2 国内安定性（国内対策有効性の評価）			
a 飼料規制	・規制内容 (は)乳動物由来肉骨粉等の乳動物への給与禁止。 全家畜への給与 禁止等)	<input type="checkbox"/> :乳動物由来肉骨粉等の反対動物への給与禁止。 <input type="checkbox"/> :反対動物由来肉骨粉等の反対動物への給与禁止。 <input type="checkbox"/> :特に規制なし。	脳・脊髓については、CMPAF として全ての家畜用飼料への利用が禁止されている。
・SPM の処理 (レンダリング条件等)	口:焼却又は埋却 口:133℃20 分 3 気圧のレンダリンク(※)又はこれと同等以上の処理を実施。 口:(※)未満の処理を実施。 口:レンダリンク等の処理を未実施。	口:焼却又は埋却 口:133℃20 分 3 気圧のレンダリンク(※)又はこれと同等以上の処理を実施。 口:(※)未満の処理を実施。	埋却のほか、焼却、レンダリング処理又は要性処理等も認められている。
・レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策	口:全ての施設・製造ラインで占有化されている。 口:一部の施設・製造ラインで占有化されていない。 口:全ての施設・製造ラインで占有化されていない。		99%以上が、禁物質を扱っていない又は取扱い設備の分離がなされており、その他の施設でも適切な措置の実施の義務がある。
・レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率	口:定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。 口:定期的に監視が行われているが、遵守率が低いか、重大な違反が認められる。 口:定期的な監視が行われていない。		2011 年に動物用飼料への CMPAF の分離の取組事例が 1 例認められていた。
b SPM の利用実態			
・規制内容 (SRM の範囲等)	<input type="checkbox"/> :OIE 基準と同等以上。 <input type="checkbox"/> :一部が OIE 基準以下 <input type="checkbox"/> :規定されていない。	-	脳・脊髓については、CMPAF として全ての家畜用飼料への利用が禁止されている。
・規制内容 (SRM 等の利用実態)	口:SRM 及び死魔牛の飼料利用禁止 口:SRM 等の一部が反対動物用以外の飼料として利用される。 口:SRM 等の全てが飼料として利用される。		
3 サーベイランスによる検証			
・サーベイランスの概要	<input type="checkbox"/> :OIE 基準と同等以上。 <input type="checkbox"/> :OIE 基準以下。 <input type="checkbox"/> :実施していない。	-	

- b. スタンニング、ピッシング
空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用を禁止している。ピッシングも禁止している(参照 97, 111)。
- (3) その他
a. 機械的回収肉 (MRM)
EU 規則に基づき、牛を原料とした MRM の製造を禁止している(参照 97)。
- b. 牛場及び畜頭数
牛のと畜場は 33 施設あり、そのうち対日輸出認定施設は 25 施設ある(2017 年現在)。牛の年間と畜数は約 117 万頭である(2016 年現在) (参照 101, 111, 114)。
- c. 我が国における輸入時検疫
アイルランド産牛肉等については、2013 年 12 月に、30 か月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められており、その後現時点までに確認された輸入条件不適合事例は、扁桃の除去が不十分であった事例 2 例であった(参照 101)。

II 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置	
1 SRM除去	<p>・生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。</p> <p>・国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。</p> <p>○「食肉処理に関連したリスク」に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SRM除去は、食肉への SRM の汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在 SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。 ・畜肉処理のプロセスとしては、と畜牛に対する畜前検査実施され、歩行困難牛等はポートチェーンから排除される。また、ピッキング等の交差汚染のリスクが高い方法による検査は禁止されている。 ・MFMについても、国内製造は認められているが、日本向けの輸出は認められない。 <p>まとめ</p>
・実施方法等 (食肉検査官による 確認)	<p>□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない</p> <p>□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない</p> <p>□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない</p> <p>□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない</p> <p>□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない □:実施されていない</p>

2 と畜処理の各プロセス	
・と畜前検査	<p>□:と畜前検査による歩行困難牛等(※1)の排除を実施している。 □:実施していない。</p>
・スタンニング(※2)及 びピッキング(※2)及 る規制措置	<p>□:全ての施設で実施されている □:一部の施設で実施されていない (と畜時の血流等を 介した脳脊髄による 汚染の防止措置)</p>
3 その他	<p>□:実施されていない □:一部の施設で実施されている □:全ての施設で実施されている</p>

(※1) 排除の対象となる牛の詳細については、IVの3、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置の章を参照
(※2) 压縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

表 19 BSE 対策の点検表（カナダの実施状況及び点検結果）

II 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置																							
1 SRM 除去	<p>* 規制強化措置導入後 5 年未満の場合は、別途、総合評価の項目で検討する。</p> <p>1 生体牛のリスクに係る措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 生体牛</td><td> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がされている。</p> <p>□、発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がシラレでない。</p> </td></tr> <tr> <td>b 肉骨粉等</td><td> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がとられている。</p> <p>□、発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がシラレでない。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 国内安定性（国内対策有効性の評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止。 （ほ乳動物由来肉骨粉等の反する動物への給与禁止。 の全家畜への給与禁止等）</td><td> <p>SRM については、全ての家畜用飼料への利用が禁止されている。</p> </td></tr> <tr> <td>・SRM の処理 (レンダリング条件等)</td><td> <p>焼却のほか、食用に回らないことが確実な方法（加水分解処理）による処分も認められている。</p> </td></tr> <tr> <td>・レンダリング施設、飼料工場等の交差汚染防止対策</td><td> <p>□、全ての施設、製造ラインで占有化されている。</p> <p>□、一部の施設、製造ラインで占有化されている。</p> <p>□、全ての施設、製造ラインで占有化されていない。</p> </td></tr> <tr> <td>・レンダリング施設、飼料工場等の監視体制と遵守率</td><td> <p>□、定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。</p> <p>□、定期的に監視が行われているが、遵守率が低いが、重大な違反が認められる。</p> <p>□、定期的な監視が行われていない。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>b SRM の利用実態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制内容 (SRM の範囲等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・規制内容 (SRM 等の利用実態)</td><td> <p>□、OIE 基準と同等以上。</p> <p>□、一部が OIE 基準以下</p> <p>□、規定されていない。</p> </td></tr> <tr> <td>3 サーベイランスによる検証 ・サーベイランスの概要</td><td> <p>□、OIE 基準と同等以上。</p> <p>□、OIE 基準以下。</p> <p>□、実施していない。</p> </td></tr> </tbody> </table>		備考	a 生体牛	<p>□、発生国からの輸入禁止措置がされている。</p> <p>□、発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がシラレでない。</p>	b 肉骨粉等	<p>□、発生国からの輸入禁止措置がとられている。</p> <p>□、発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がシラレでない。</p>	規制内容	備考	（ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止。 （ほ乳動物由来肉骨粉等の反する動物への給与禁止。 の全家畜への給与禁止等）	<p>SRM については、全ての家畜用飼料への利用が禁止されている。</p>	・SRM の処理 (レンダリング条件等)	<p>焼却のほか、食用に回らないことが確実な方法（加水分解処理）による処分も認められている。</p>	・レンダリング施設、飼料工場等の交差汚染防止対策	<p>□、全ての施設、製造ラインで占有化されている。</p> <p>□、一部の施設、製造ラインで占有化されている。</p> <p>□、全ての施設、製造ラインで占有化されていない。</p>	・レンダリング施設、飼料工場等の監視体制と遵守率	<p>□、定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。</p> <p>□、定期的に監視が行われているが、遵守率が低いが、重大な違反が認められる。</p> <p>□、定期的な監視が行われていない。</p>	規制内容 (SRM の範囲等)	備考	・規制内容 (SRM 等の利用実態)	<p>□、OIE 基準と同等以上。</p> <p>□、一部が OIE 基準以下</p> <p>□、規定されていない。</p>	3 サーベイランスによる検証 ・サーベイランスの概要	<p>□、OIE 基準と同等以上。</p> <p>□、OIE 基準以下。</p> <p>□、実施していない。</p>
	備考																						
a 生体牛	<p>□、発生国からの輸入禁止措置がされている。</p> <p>□、発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がシラレでない。</p>																						
b 肉骨粉等	<p>□、発生国からの輸入禁止措置がとられている。</p> <p>□、発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置が一部とされていない。</p> <p>□、発生国からの輸入禁止措置がシラレでない。</p>																						
規制内容	備考																						
（ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止。 （ほ乳動物由来肉骨粉等の反する動物への給与禁止。 の全家畜への給与禁止等）	<p>SRM については、全ての家畜用飼料への利用が禁止されている。</p>																						
・SRM の処理 (レンダリング条件等)	<p>焼却のほか、食用に回らないことが確実な方法（加水分解処理）による処分も認められている。</p>																						
・レンダリング施設、飼料工場等の交差汚染防止対策	<p>□、全ての施設、製造ラインで占有化されている。</p> <p>□、一部の施設、製造ラインで占有化されている。</p> <p>□、全ての施設、製造ラインで占有化されていない。</p>																						
・レンダリング施設、飼料工場等の監視体制と遵守率	<p>□、定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。</p> <p>□、定期的に監視が行われているが、遵守率が低いが、重大な違反が認められる。</p> <p>□、定期的な監視が行われていない。</p>																						
規制内容 (SRM の範囲等)	備考																						
・規制内容 (SRM 等の利用実態)	<p>□、OIE 基準と同等以上。</p> <p>□、一部が OIE 基準以下</p> <p>□、規定されていない。</p>																						
3 サーベイランスによる検証 ・サーベイランスの概要	<p>□、OIE 基準と同等以上。</p> <p>□、OIE 基準以下。</p> <p>□、実施していない。</p>																						
2 全ての施設で実施されている (食肉検査官による確認)	<p>□、全ての施設で実施されている</p> <p>□、一部の施設で実施されない</p> <p>□、実施されていない</p>																						
3 全ての施設で実施されている (高圧水等による枝肉の洗浄)	<p>□、全ての施設で実施されている</p> <p>□、一部の施設で実施されない</p> <p>□、実施されていない</p>																						
4 全ての施設で実施されている (背割腹の一頭ごとの洗浄)	<p>□、全ての施設で実施されている</p> <p>□、一部の施設で実施されない</p> <p>□、実施されていない</p>																						
5 全ての施設で実施されている (吸引器等を利用した適切な脊髓の除去)	<p>□、全ての施設で実施されている</p> <p>□、一部の施設で実施されない</p> <p>□、実施されていない</p>																						
6 2016 年度には CFIA が SRM 除去が不十分と認めた事例が 4 例あったが、いずれもその場で SRM は除去された。	<p>SRM については、全ての家畜用飼料への利用が禁止されている。</p> <p>□、導入されており、重度な違反がない。</p> <p>□、導入されているが、一部に重度な違反が認められる。</p> <p>□、導入されていない。</p>																						
7 と畜処理の各プロセス ・と畜前検査	<p>□、と畜前検査による歩行困難牛等（※）の排除を実施している。</p> <p>□、実施していない。</p>																						
8 スタンディング（※2）及びビッシングに対する規制措置 （と畜時の血流等を介した脛・脛臍による浮縫の防止措置）	<p>□、全ての施設で実施されている</p> <p>□、一部の施設で実施されない</p> <p>□、全ての施設で実施されていない</p>																						
9 その他 （機械的回収肉）	<p>□、実施されていない。</p> <p>□、一部の施設で実施されている</p> <p>□、全ての施設で実施されている</p>																						

(※1) 排除の対象となる牛の詳細については、IV の 3、「食肉処理に関連したリスク」に係る指標の章を参照

(※2) 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

表20 BSE対策の点検表（アイルランドの実施状況及び点検結果）

I 「生体牛のリスク」に係る措置		* 規制強化措置導入後 5 年未満の場合は、別途、総合評価の項目で検討する。	備考
1 優先リスク			
a 生体牛	<input type="checkbox"/> 発生国からの輸入禁止措置がとられている。 <input checked="" type="checkbox"/> 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 <input type="checkbox"/> 発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。 <input type="checkbox"/> 発生国からの輸入禁止措置がとられていない。	輸出国の BSE ステータス分類に応じた輸入条件が規定されている。	
b 肉骨粉等	<input type="checkbox"/> 発生国からの輸入禁止措置がとれている。 <input checked="" type="checkbox"/> 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 <input type="checkbox"/> 発生国からの輸入禁止措置が一部とされている。 <input type="checkbox"/> 発生国からの輸入禁止措置がとられていない。	畜舎飼料用の肉骨粉等を含む加工動物たん白質の輸入は禁止されている。	
2 国内安定性（国内対策有効性の評価）			
a 飼料規制	* 規制内容 (は)乳動物由来肉骨粉等の乳動物への給与禁止。 全家畜への給与禁止等)	<input checked="" type="checkbox"/> ほ乳動物由来肉骨粉等の反対動物への給与禁止。 <input type="checkbox"/> 反対動物由来肉骨粉等の反対動物への給与禁止。 <input type="checkbox"/> 特に規制なし。	
・SPM の処理 (レンダリング条件等)	<input checked="" type="checkbox"/> 焼却又は埋却 口: 133℃20 分 3 気圧のレンダリンク(※)又はこれと同等以上の処理を実施。 <input type="checkbox"/> (*)未満の処理を実施。 <input type="checkbox"/> レンダリンク等の処理を未実施。	<input type="checkbox"/> (*)未満の処理を実施。 <input type="checkbox"/> レンダリンク等の処理を未実施。	-
・レンダリング施設・同料工場等の交差汚染防止対策	全ての施設・製造ラインで占有化されている。 一部の施設・製造ラインで占有化されていない。 全ての施設・製造ラインで占有化されていない。	<input type="checkbox"/> 全ての施設・製造ラインで占有化されており、遵守率が高く、重大な違反がない。 <input type="checkbox"/> 定期的に監視が行われているが、遵守率が低いか、重大な違反が認められる。 <input type="checkbox"/> 定期的な監視が行われていない。	-
b SPM の利用実態			
・規制内容 (SRM の範囲等)	<input checked="" type="checkbox"/> OIE 基準と同等以上。 <input type="checkbox"/> 一部が OIE 基準以下 <input type="checkbox"/> 規定されていない。		-
・規制内容 (SRM 等の利用実態)	<input checked="" type="checkbox"/> SRM 及び死産牛の飼料利用禁止 <input type="checkbox"/> SRM 等の一部が反対動物以外の飼料として利用される。 <input type="checkbox"/> SRM の全てが飼料として利用される。		-
3 サーベイランスによる検証	サーベイランスの概要	<input checked="" type="checkbox"/> OIE 基準と同等以上。 <input type="checkbox"/> OIE 基準以下。 <input type="checkbox"/> 實施していない。	-

○「生体牛のリスク」に係る措置
・生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の墨入りリスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。
・国内安定性については、反対動物由来肉骨粉等の反対動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。
・国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。
まため
○「食肉処理に則りたるリスク」に係る措置
・SRM 除去は、食肉への SRM の汚染を防止する方法によつて行われ、検査官が、現在 SRM として設定されている範囲が適切に除去されていることが確認されている。
・と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチエーから排除される。また、ピッシング等の交差汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。
・MRM については、国内製造は認められるが、日本向けの輸出は認められていない。

II 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置	
1 SRM除去	<p>○「生体牛のリスク」に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。 ・国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の全ての家畜への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。 ・国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。 <p>まとめ</p> <p>○「食肉処理に関連したリスク」に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SRM除去は、食肉への SRM の汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在 SRM として設定されている範囲が適切に除されていていることを確認している。 ・匕首処理のプロセスとしては、匕首牛に対する匕首前検査が実施され、歩行困難牛はポートチェーンから排除される。また、ピッキング等の交差汚染のリスクが高い方法による検査は禁止されている。 ・MFMについても、製造が禁止されている。

・実施方法等 (食肉検査官による 確認)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての施設で実施されている <input type="checkbox"/> 口:一部の施設で実施されていない <input type="checkbox"/> 口:実施されていない	—
・実施方法等 (高压水による枝 肉の洗浄)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての施設で実施されている <input type="checkbox"/> 口:一部の施設で実施されていない <input type="checkbox"/> 口:実施されていない	—
・実施方法等 (青割頭の一頭ごと の洗浄)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての施設で実施されている <input type="checkbox"/> 口:一部の施設で実施されていない <input type="checkbox"/> 口:実施されていない	—
・実施方法等 (吸引器等を利用し た適切な脊椎の除 去)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての施設で実施されている <input type="checkbox"/> 口:一部の施設で実施されていない <input type="checkbox"/> 口:実施されていない	—
・SSOP/HACCPに基 づく管理	<input checked="" type="checkbox"/> 導入されており、重度な違反がない。 <input type="checkbox"/> 導入されているが、一部に重度な違反が認められる。 <input type="checkbox"/> 口:導入されていない。	—
2 ヒューマンプロセス		
・ヒューマンプロセス		
・ヒューマンプロセス	<input checked="" type="checkbox"/> ヒューマンプロセス(※1)の排除を実施している。 <input type="checkbox"/> 口:実施していない。	—
・スタンニング(※2)及 びピッキングに対する規制措置 (ヒューマンプロセス) (ヒューマンプロセス)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての施設で実施されている <input type="checkbox"/> 口:一部の施設で実施されていない <input type="checkbox"/> 口:全ての施設で実施されていない	—
3 その他		
・機械的回収肉	<input checked="" type="checkbox"/> 実施されていない <input type="checkbox"/> 口:一部の施設で実施されている <input type="checkbox"/> 口:全ての施設で実施されている	—

(※1) 排除の対象となる牛の詳細については、IVの3、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置の章を参照
(※2) 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオラン専門調査会は、「II. 評価の考え方」に示す事項について検討し、以下のとおり整理した。

1. SRM除去等の食肉処理に関連した人のプリオラン病のリスク

定型 BSE 感染牛の体内においては、現在の SRM 以外の組織に分布する PrPsc は極めて少ないとされる。したがって、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることとともに考慮すれば、現在 SRM として設定されている範囲が不十分であることを示す見はない。

発生数が最も多い英国では、1989 年に SBO の食品への使用禁止、1995 年に MRM の製造禁止等の措置を講じた結果、2000 年をピークに患者数は減少しており、これまで 1990 年以降の出生者からは、vCJD 患者は確認されていない。

なお、本評価の評価対象となる 3 か国は、いずれも CJD サーベイランスを継続的に実施している。

2. リスク管理措置の点検

(1) 米国

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、反対する動物由来肉骨粉の反対動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

米国では、カナダからの輸入牛での事例を除き、これまで確認された BSE は全て非定型 BSE であり、「生体牛のリスク」に係る措置が定型 BSE の発生抑制に大きな効果を發揮しているものと判断できる。

(2) カナダ

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、反対する動物由来肉骨粉の反対動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

カナダでは、2009 年 3 月生まれの牛で定型 BSE が認められているが、本例が確認された農場は、過去に定型 BSE の発生があった農場であり、

汚染飼料のごく一部の残留が、感染に関する最も蓋然性のある原因であるとされている。過去の飼料製造事業者に対する立入検査の結果等からも、カナダ国内の飼料チーン全体にわたるリスク管理措置の実効性に問題があることを示す証拠はなく、「生体牛のリスク」に係る措置が定型 BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

(3) アイルランド

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置を講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の全ての家畜への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

アイルランドでは、2010 年 1 月生まれの牛で定型 BSE が認められておりが、本例について、飼料への交差汚染が感染源である可能性はかなり小さく、偶発的に古い残留飼料の小片にばく露された可能性及び環境からばく露があつた可能性は完全には否定できないとされている。過去の飼料製造事業者に対する立入検査の結果等からも、アイルランド国内の飼料チーン全体にわたるリスク管理措置の実効性に問題があることを示す証拠はなく、「生体牛のリスク」に係る措置が定型 BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

(2) 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置

① 米国

SRM 除去は、食肉への SRM の汚染を防止する方法によって行われり、検査官が、現在 SRM として設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチーンから排除される。また、ピッキング等の食肉への SRM の汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRM については、国内製造は認められているが、日本向けの輸出は認められていない。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

② カナダ

SRM 除去は、食肉への SRM の汚染を防止する方法によって行われり、検査官が、現在 SRM として設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチーンから排除される。また、

前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチーンから排除される。また、ピッキング等の食肉への SRM の汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRM については、国内製造は認められているが、日本向けの輸出は認められていない。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

③ アイルランド

SRM 除去は、食肉への SRM の汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在 SRM として設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチーンから排除される。また、ピッキング等の食肉への SRM の汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRM については、製造が禁止されている。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

3. 月齢条件の見直しによるBSEの人への感染リスク

定型 BSE について、本評価の評価対象とされている 3 か国（うち、米国ではこれまでに自国産の牛では確認されておらず、またカナダ及びアイルランドでは、現在ではほとんど確認されていない。上記 2. (1) の点検結果から、これらの中においては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型 BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型 BSE が発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。

上記 1. を踏まえると、定型 BSE 感染牛の SRM 以外の組織に分布する PrP^{Sc} は極めて少ない。したがって、適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在の SRM の除去によつて、食品を介して摂取される可能性のある PrP^{Sc} は極めて少なくなるものと推定できる。上記 2. (2) の点検結果に記載のとおり、評価対象となる 3 か国においては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

以上に加え、牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会ブリオン専門調査会は、これら 3 か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としたとしても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の採取に由来する定型 BSE ブリオンによる vCJD 発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型 BSE については、III. 3. に示すとおりである。

4. 評価結果

諸問題事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に關し、米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及び SRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

<別添、非定型BSEに係る知見>

非定型BSEとは、異常プリオントン白質(PrP^{Sc})を検出するためのたん白質分解酵素(Proteinase K;PK)処理において、定型BSEとは異なるWBのバンドパターンを示すBSEとして、欧洲、日本、米国等で少數例報告されているものを指す。当該PK処理では、糖鎖の附加パターンによって区別される3本のバンドが得られるが、定型BSEと比較して、非定型BSEでは無糖鎖PrP^{Sc}の分子量が大きいもの(H型;H-BSE)又は小さいもの(L型;L-BSE又はBASE)の2種類が得られる。(参照1,2)

1. 食品安全委員会における過去の評価

食品安全委員会は、非定型BSEについて、2016年8月時点の知見に基づき、国内評価で以下のとおり結論した(参照115)。

非定型BSEは、世界で2001年以降、124頭の牛に確認されており(2016年5月現在)、H-BSE及びL-BSEの発生頻度は、EU全体では、2歳以上上の牛100万頭につき、H-BSEは0.07頭/年、L-BSEは0.09頭/年と限られている。日本では、これまでに2頭のL-BSEが確認されており、2歳以上の牛100万頭につき、0.07頭/年に相当する。非定型BSEは、定型BSEとは異なり比較的高齢の牛で発生し、かつ高い有病率で推移しており、弧発性に発生してきたことを示唆するものである。なお、歐州食品安全機関(European Food Safety Authority: EFSA)も同様の見解を示している。これまで、疫学的に非定型BSEと人のプリオントン病との関連を示唆する知見の報告はない。

人への感染性に関する実験動物における感染実験の知見については、ヒトPrP^{Sc}を発現するトランスジェニックマウスを用いたもの又はサルを用いたものが報告されている。

経口投与実験については、カニクリネートの投与では感染が認められず、実験群続中であるとする報告がある一方、マカク属のサル及びネズミネザルにおいて、L-BSEの感染が認められたとする報告もある。

また、脳内接種実験については、H-BSE感染牛脳ホモジネットをヒトPrP^{Sc}を発現するトランスジェニックマウスへ脳内接種しても、H-BSEの感染は認められなかつたとする報告がある。また、L-BSE感染牛脳ホモジネットのサル及びヒトPrP^{Sc}を発現するトランスジェニックマウスへの脳内接種では、感染が認められたとする報告が複数ある一方、感染が認められないとする報告もある。

L-BSE感染牛のうち、臨床症状を呈する牛については、脳及び脊髄に加

え、一部の末梢神経組織、筋肉組織及び副腎にPrP^{Sc}の蓄積が認められたとする報告が複数ある一方、末梢組織には蓄積が認められなかつたとする報告も複数ある。

また、臨床症状を呈する前の牛3頭について調べたところ、脳のほか、一部の末梢神経組織、筋肉組織又は副腎にPrP^{Sc}の蓄積が認められ、それらの組織が、ウシPrP発現トランスジェニックマウスに対する感染性を有することが、脳内接種実験において認められたとする報告がある。しかし、臨床症状を呈する前の牛においてPrP^{Sc}の蓄積が認められた末梢神経組織又は副腎の感染価については、当該報告において脳組織の1/1,000未満と推定されおり、筋肉組織の感染価も、伝達されたマウスにおける伝達率及び潜伏期間の長さから判断し、脳組織と比較して極めて低いものと考えられる。したがって、これらの実験に用いたマウスが高感度であること及び非定型BSEに対しても認められている牛と人の種間バリアの存在を考慮すると、臨床症状を呈する前のL-BSE感染牛については、末梢神経組織等に加え、PrP^{Sc}の蓄積が認めなかつたその他の現在のSRM以外の組織についても、食品として摂取することによる人の感染性は極めて低いと考えられる。

2. 国内評価以降の新たな知見

非定型BSEに関する国内評価以降の新たな知見を以下のように整理した。

(1) 発生状況

2018年8月末現在の世界の非定型BSEの発生頭数は、表1のとおりである(参照1,2,5)。2001年から2017年までの非定型BSEの発生頭数は、H-BSE及びL-BSEとともにそれぞれ毎年頭数で推移している(図1)。

表1 世界の非定型BSEの発生頭数（2018年10月末現在）²⁴

国	H-BSE	L-BSE	合計
チエコ	1	0	1
デンマーク	0	1	1
ドイツ	2	3	5
スペイン	9	10	19
フランス	19	16	35
アイルランド	4	1	5
イタリア	0	5	5
オランダ	1	3	4
オーストリア	1	2	3
ポーランド*	2	13	15
ポルトガル	7	0	7
ルーマニア	0	2	2
スロベニア	1	0	1
スウェーデン	1	0	1
英國	7	9	16
ノルウェー	1	0	1
イスラエル**	2	0	2
日本	0	2	2
米国	3	2	5
カナダ	1	1	2
ブラジル	1	0	1
合計	63	70	133

16

14

12

10

8

6

4

2

0



図1 世界の非定型BSEの発生の推移（2001年～2017年）^{25,26}

(2) プリオンの感染性

Jaumainらは、国内評価で引用した報告の統報として、ヒトPrP（コードン129 M型）を過剰発現しているTg650マウスに、イタリア又はフランスで発生したL-BSE 感染牛（4頭）由来脳ホモジネート（2 mg 組織量相当）を脳内接種（それぞれ7～9匹）し、その後2～4世代継代して臨床所見及びWBによって感染性を調べた結果を報告している。その結果、1世代目は計33匹全てに感染が認められた。また、2世代目（計23匹）、3世代目（計16匹）及び4世代目（計15匹）でも、全てのマウスに感染が認められた（参照116）。

食品安全委員会は、平成25年度から28年度までの食品健康影響評価技術研究課題として、非定型BSEの人への感染性に係る研究を行った。当該研究で、松浦らは、コドン129及び219の多型の組み合わせにより作成された4系統のヒトPrPを発現するノックインマウス（5～15匹群）に対し、L-BSE実験感染牛、H-BSE実験感染牛及びC-BSE野外発生牛由来の脳組織2 mg 相当を脳内接種する感染実験を実施した。その結果、C-BSE又はH-BSEを接種されたマウスでは1系統でPrP^{Sc}の蓄積が認められたが、L-BSE又はH-BSEを接種されたマウスについては、いずれも800日以上観察してもBSEの発病やPrP^{Sc}の蓄積が認められなかつた。さらに、松浦らは、同4系統の

* ポーランドについて、TSEレポートでは14頭の非定型BSEが報告されているが、「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」において確認されている15頭の非定型について記載した。

** イスラエルにおいて2011年に確認された、H型及びL型とは異なるタイプのBSE2頭については含まない。

²⁵ TSEレポート（2001～2016年）、OIE報告、EFSA提供資料、食品健康影響評価から集計・作成。

²⁶ シスにおいて2011年に確認された、H型及びL型とは異なるタイプのBSE2頭については含まない。

マウス (8~11匹群) に対して、同脳組織 5 mg 相当又は 50 mg 相当を経口投与する感染実験を実施した。その結果、800 日以上観察しても、C-BSE、L-BSE 及び H-BSE の全てについて、両投与量群とも 4 つ全ての系統のマウスで感染が認められなかった。(参照 117)

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究事業として、非定型 BSE に対する安全対策等に関する研究を行った。

柴田らは、同厚生労働科学研究において、カニクリザル (2 頭群) に対して、C-BSE 野外発生牛由来の 10% 脳モジネットを脳組織 600 mg (2.0 mL×3 回)、L-BSE 野外発生牛又は H-BSE 実験感染牛由来の 10% 脳モジネットをそれぞれ脳組織 4 g 相当 (5.0 mL×8 回) 経口投与する感染実験を実施した。その結果、C-BSE を投与された 2 頭については、約 13.5 年経過後も症状は認められず、体液類 (血液、脳脊髄液、唾液及び尿) でも PrP^{Sc} は検出されなかつた。C-BSE を投与されたサルについては 14.6 年及び 14.4 年経過後に安樂死され剖検に供されたが、異常は認められなかつた。L-BSE を投与された 2 頭については、約 5.5 年経過後も症状は認められなかつたが、2 頭中 1 頭については、投与後 3.5 年目の唾液並びに投与後 4.5 年、4.8 年及び 5.0 年目の脳脊髄液から PrP^{Sc} が検出された。しかし、この後、唾液及び脳脊髄液から PrP^{Sc} は検出されなくなつた。H-BSE 授与された 2 頭については、投与後 1.3 年経過時点では症状は認められない。(参照 118)

(3) 牛の体内におけるプリオランの分布

Moore らは、1頭の EE211 (野生型) の牛及び 1頭の EK211 型 (コード 211 がグルタミン酸及びリシンのヘテロ型となつてゐる) の牛に対し、米国の H-BSE 野外発生牛の 10% 脳モジネット 1 mL (脳組織 100 mg相当) を脳内接種し、症状を示した時点 (それぞれ投与後 9.8か月後及び 18.1か月後) で安樂殺し、IHC によって PrP^{Sc} の体内分布を調べた。肝臓、腎臓、脾臓、皮膚、横紋筋、甲状腺、鼻甲介、気管、肺、食道、第一胃、第二胃、第三胃、第四胃、小腸 (回腸を含む) 、副腎、脾臓、膀胱、リンパ節、扁桃、脳下垂体、三叉神経節、脳 (大脳皮質、小脳、中脳 (上丘を含む) 及び副臍 (門部を含む)) 、脊髓 (頸部、胸部及び腰部) 及び眼を採材し、IHC によつて調べた結果、脳、脊髓及び網膜 (眼) 以外の組織に PrP^{Sc} は検出されなかつた(参照 119)。

岩丸らは、(2) の厚生労働科学研究において、3頭の牛に対し、日本の L-BSE 野外発生牛の脳乳剤を脳内接種し、接種後 16か月後に発病した L-BSE 感染牛の筋肉 (上腕三頭筋、半腱様筋、大腰筋及び最長筋) をウシ PrP 発現トランスジェニックマウスに脳内接種する実験を行つた。その結果、脳内接種後 240 日から 320 日までに神経症状を呈するマウスが認められた。

これらのマウスを安樂死させ、WB によって脳への PrP^{Sc} の蓄積を調べた。その結果、上腕三頭筋、大腰筋及び最長筋を接種したマウスへの感染性が認められた。ウシ PrP 発現トランスジェニックマウスの潜伏期間及び感染率を L-BSE ウシ脳の希釈実験の結果と照らし合わせると、これらの部位は脳と比べて 1/10,000 に相当する感染価が分布していることが示された(参照 118)。

<別紙：略称>

略称	名称
BASE	牛アミロイド型海綿状脳症（L-BSE と同義）
BSF	牛海綿状脳症
CDC	疾病管理予防センター（米国）
CFIA	カナダ食品検査庁
CJD	クロイツフェルト・ヤコブ病
CMPAF	動物飼料への牛由来の禁止原料
DAFM	アイルランド農業・漁業・食糧省
DARDNI	北アイルランド農業農村地域開発省
EC	欧州委員会
EFSA	欧州食品安全機関
ELISA	酵素標識免疫測定法
EU	欧州連合
FDA	米国食品药品局
GTH	グリセロールトリヘプタノエート
HACCP	危害分析・重要管理点
H-BSE	H型牛海綿状脳症
ID ₅₀	50%感染量
IHC	免疫組織化学法
L-BSE	L型牛海綿状脳症
MM	メチオニンホモ（同型）接合体
MRM	機械的回収肉
MV	メチオニン/パリシン（異型）接合体
NICJDRSU	英國国立CJDサーベイランス研究所
NRL	国立リフレンス研究所
NVSL	米国国立獣医学研究所
OIE	国際獣疫事務局
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応
PK	プロテイナーゼK
PrP	プリオントん白質
PrP ^{Sc}	異常プリオントん白質
SBO	特定臓器
SRM	特定危険部位
SSOP	衛生標準作業手順
TSE	伝達性海綿状脳症

USDA	米国農務省
vCJD	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
VV	パリンホモ（同型）接合体
WB	ウエスタンブロット法
WHO	世界保健機関

<参照文献>

- 1 欧州委員会 (European Commission: EC) . Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU. 2002~2015.
- 2 欧州食品安全機関 (European Food Safety Authority) . The European Union summary report on data of the surveillance of ruminants for the presence of transmissible spongiform encephalopathies (TSEs). 2016~2017.
- 3 国際獣疫事務局 (Office International Épizooties: OIE) . World Animal Health Information Database.
http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?pag e_refer=MapFullEventReport&reportid=24348
- 4 国際獣疫事務局 (OIE) . World Animal Health Information Database.
http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?pag e_refer=MapFullEventReport&reportid=27683
- 5 国際獣疫事務局 (OIE) . BSE situation in the world and annual incidence rate.
<http://www.oie.int/?id=505>
- 6 食品安全委員会. 牛海绵状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品安全影響評価. 2012.
- 7 Franz MI, Eiden M, Balkema-Buschmann A, Greenlee J, Schatzl H, Fast C, Richt J, Hildebrandt JP, Groschup MH. Detection of PrP(Sc) in peripheral tissues of clinically affected cattle after oral challenge with bovine spongiform encephalopathy. *J Gen Virol*. 2012; 93(12): 2740-2748.
- 8 Okada H, Miyazawa K, Fukuda S, Iwamuro Y, Imamura M, Masujin K, Matsuuwa Y, Fujii T, Fuji K, Kageyama S, Yoshioka M, Murayama Y, Yokoyama T. The Presence of Disease-Associated Prion Protein in Skeletal Muscle of Cattle Infected with Classical Bovine Spongiform Encephalopathy. *J Vet Med Sci*. 2014; 76(1):103-107.
- 9 Fast C, Keller M, Balkema-Buschmann A, Hills B, Groschup MH. Complementary studies detecting classical bovine spongiform encephalopathy infectivity in jejunum, ileum and ileocaecal junction in incubating cattle. *Vet Res*. 2013; 44:123-125.
- 10 DEFRA. BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY CHRONOLOGY OF EVENTS. 2010.
- 11 Ironside JW. Variant Creutzfeldt-Jakob disease: an update. *Folia Neuropathol*. 2012; 50(1):50-56.
- 12 Andrews NJ. Incidence of variant Creutzfeldt-Jakob disease diagnoses and deaths in the UK. January 1994 – December 2011. 2012.
- 13 NCJDRSU. 26th Annual report 2017: Creutzfeldt-Jakob Disease Surveillance in the UK. 2018.
<https://www.cjid.ed.ac.uk/sites/default/files/report26.pdf>
- 14 EFSA. Joint Scientific Opinion on any possible epidemiological or molecular association between TSEs in animals and humans. EFSA Journal 2011; 9(1):1945-2055.
- 15 Peden AH, Head MW, Ritchie DL, Bell JE, Ironside JW. Preclinical vCJD after blood transfusion in a PRNP codon 129 heterozygous patient. *Lancet* 2004; 364: 527-529.
- 16 Peden A, McCarride L, Head MW, Love S, Ward HJ, Cousens SN, Keeling DM, Millar CM, Hill FG, Ironside JW. Variant CJD infection in the spleen of a neurologically asymptomatic UK adult patient with haemophilia. *Haemophilia*. 2010; 16(2):296-304.
- 17 Mackay GA, Knight RS, Ironside JW. The molecular epidemiology of variant CJD. *Int J Mol Epidemiol Genet*. 2011; 30(2/3):217-227.
- 18 Hilton DA, Ghani AC, Conyers L, Edwards P, McCarride L, Penney M, Ritchie D, Ironside JW. Accumulation of prion protein in tonsil and appendix: review of tissue samples. *BMJ*. 2002; 325(7365):633-634.
- 19 Hilton DA, Ghani AC, Conyers L, Edwards P, McCarride L, Ritchie D, Penney M, Hegazy D, Ironside JW. Prevalence of lymphoreticular prion protein accumulation in UK tissue samples. *J Pathol*. 2004; 203(3):733-739.
- 20 Wadsworth JD, Dalmau-Mena I, Joiner S, Linehan JM, O'Malley C, Powell C, Brandner S, Asante EA, Ironside JW, Hilton DA, Collinge J. Effect of fixation on brain and lymphoreticular vCJD prions and bioassay of key positive specimens from a retrospective vCJD prevalence study. *J Pathol*. 2011; 223(4):511-518.
- 21 Gill ON, Spencer Y, Richard-Loendt A, Kelly C, Dabaghian R, Boyes L, Linehan J, Simmons M, Webb P, Bellerby P, Andrews N, Hilton DA, Ironside JW, Beck J, Poulter M, Mead S, Brandner S. Prevalent abnormal prion protein in human appendixes after bovine spongiform encephalopathy epizootic: large scale survey. *BMJ*. 2013; 347:f5675.
- 22 米国諮問参考資料(2012年提出). 1-追加④-別添 1. U.S. Government Response to Administrative Memorandum. 2012.
- 23 米国諮問参考資料. 1-追加①-6. Basic questionnaire for the preparation of information required for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in the United States of America. 2017 up date.

- <https://www.cdc.gov/prions/cjd/oecurrence-transmission.html>
- 24 カナダ諮問参考資料(2012 年提出). 1-追加④-別添 2. Response to Request for Additional Information by MHLW. 2012.
- 25 カナダ諮問参考資料. 1-追加①-2. Basic questionnaire for the preparation of information required for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Canada. 2017.
- 26 ECDC. European Creutzfeldt-Jakob Disease Surveillance Network (EuroCJD). <https://ecdc.europa.eu/en/about-us/partnerships-and-networks/diseases-and-laboratory-networks/european-creutzfeldt-jakob>
- 27 アイルランド諮問参考資料(2013 年提出). 1-1-4. Response from the Department of Agriculture, Fisheries and Food of Ireland (DAFF) to raised by the Office of Import Food Safety Inspection and Safety Division in Attachment 1, appended to correspondence dated 25th March. 2009.
- 28 アイルランド諮問参考資料(2013 年提出). 1-1-5. Response by the Department of Agriculture, Fisheries and Food of Ireland (DAFF) to the second supplementary questionnaire on BSE and Beef provided by the Ministry of Health Labour & Welfare of Japan. 2010.
- 29 國際獸疫事務局 (OIE) . Terrestrial Animal Health Code. Chapter 11.4. Bovine spongiform encephalopathy. 2017.
- 30 農林水産省. 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和 51 年 農林省令第 35 号).
- 31 米国諮問参考資料. 2-追加①-2. Response to Questionnaire from Japan Regarding Risk Assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy in the United States. 2017.
- 32 カナダ諮問参考資料(2012 提出). 2-別添 II-2-2-2. Regulations Amending Certain Regulations Administered and Enforced by the Canadian Food Inspection Agency (Canada Gazette, Part II, Vol.140, No.14). 2006.
- 33 アイルランド諮問参考資料. 2-追加①-1. Questionnaire for the preparation of information needed for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Ireland. 2017.
- 34 歐洲議会及び歐洲連合理事会 (European Parliament, Council of the European Union) . Regulation (EC) No 999/2001 ‘laying down rules for the prevention, control and eradication of certain transmissible spongiform encephalopathies’. 2018.
- 35 農林水産省. 家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号).
- 36 厚生労働省. 牲畜場法施行規則 (昭和 28 年厚生省令第 44 号).
- 37 厚生労働省. 厚生労働省関係牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則 (平成 14 年厚生労働省令第 89 号).
- 38 厚生労働省. 食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年 厚生省告示 370 号).
- 39 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-1-1. Federal Register. 63(3): 406-408. 1998.
- 40 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-1-3. Federal Register. 66(200): 52483-52484. 2001.
- 41 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-1-2. Federal Register. 68(103): 31939-31940. 2003.
- 42 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-1-4. Federal Register. 70(2): 459-553. 2005.
- 43 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-1-5. Letter to brokers, importers, and interested parties: Implementation: Bovine Spongiform Encephalopathy: Minimal Risk Regions and Importation of Commodities from Canada. APHIS VS, November 14, 2007.
- 44 米国諮問参考資料 (2012 年提出). 2-別添 II-2-2-1-9. 連邦官報(2001 年 8 月 14 日). 66(157): 42595-42601. 2001.
- 45 9 CFR Part 95 ‘Sanitary Control of Animal byproducts (except casings), and hay and straw, offered for entry into the United States’. 2018
- 46 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 I-1-4. 21 CFR 589.2000 ‘Animal proteins prohibited in ruminant feed’. 2011.
- 47 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 I-1-5. 21 CFR 589.2001 ‘Cattle materials prohibited in animal food or feed to prevent the transmission of bovine spongiform encephalopathy’. 2011.
- 48 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-原 5. OIE ‘BSE 2009 UPDATE’
- 49 食品安全委員会. 米国・カナダの輸出 プログラムにより管理された牛 肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性. 2005.
- 50 米国諮問参考資料. 9 CFR Part 310. Post-Mortem Inspection. 2018.
- 51 米国諮問参考資料. 2-追加⑥別添 2. 2018
- 52 米国諮問参考資料. 2-追加②. Additional Information Requested by JAPAN for Risk Assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in the United States. 2018.
- 53 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-3-11. Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Ongoing Surveillance Plan. 2006.
- 54 C. f. E. a. A. H. N. S. Unit. Summary of Enhanced BSE Surveillance in the United States. 2006.

- 55 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 II-2-3-5. 認定 BSE 検査機関一覧.
- 56 米国諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-追加-原 4-4. RESPONSE TO QUESTIONNAIRE FROM THE JAPANESE GOVERNMENT REGARDING BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE). 2011.
- 57 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 III-3-2-1. Summary Report Epidemiological Investigation of Washington State BSE Case. 2004.
- 58 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 III-3-2-2. Texas BSE Investigation Final Epidemiology Report. 2005.
- 59 米国諮問参考資料(2012 年提出). 2-別添 III-3-2-3. Alabama BSE Investigation Final Epidemiology Report. 2006.
- 60 米国諮問参考資料(2012 年提出). 1-追加-原 22 付別添. RESPONSE TO QUESTIONS FROM THE JAPANESE MINISTRY OF HEALTH LABOR AND WELFARE (MHLW) IN REGARDS TO THE DETECTION OF BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) IN THE UNITED STATES. 2012.
- 61 米国諮問参考資料. 2-追加④-別添. 米国における 5 頭目の牛海绵状脳症 (BSE) 感染牛について. 2018.
- 62 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-1. Chronology of Canadian Government Action Related to the Emergence of BSE. 2011
- 63 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-2. Rationale For Canada's Import Policies Pertaining to BSE. 1996.
- 64 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-3. Canadian BSE Import Policies. 1998.
- 65 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-6. BSE import policy for bovine animals and their products. 2005.
- 66 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-7. Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Import Policy for Bovine Animals and Their Products and By-Products. 2010.
- 67 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-8. ANIMALS OF THE FAMILY BOVIDAE AND THEIR PRODUCTS IMPORTATION PROHIBITION REGULATIONS. SOR/2004-6. 2004.
- 68 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-9. ANIMALS OF THE FAMILY BOVIDAE AND THEIR PRODUCTS IMPORTATION PROHIBITION REGULATIONS. NO. 2. SOR/2004-90. 2004.
- 69 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-10. CERTAIN RUMINANTS AND THEIR PRODUCTS IMPORTATION
- PROHIBITION REGULATIONS. SOR/2005-78. 2005.
- 70 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-11. CERTAIN RUMINANTS AND THEIR PRODUCTS IMPORTATION PROHIBITION REGULATIONS. NO. 2. SOR/2006-168. 2006.
- 71 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-15. INEDIBLE MEAT AND OTHER ANIMAL PRODUCTS C-6. 1998.
- 72 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-16. RENDERED PRODUCTS. 1996.
- 73 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-17. Policy for Importation of Rendered Products into Canada. 1997.
- 74 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-19. CANADIAN DEED POLICY AND BSE. 2005.
- 75 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-1-20. Animal Disease and Protection Act and Regulations June 1981. 1981.
- 76 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 I-1-2. Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296. 2011.
- 77 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-2-2 . Regulations Amending Certain Regulations Administered and Enforced by the Canadian Food Inspection Agency. SOR/2006-147. 2006.
- 78 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-2-3. Rendering Plant Inspection Program Verification Task Procedures. 2009.
- 79 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 I-1-6. Feeds Regulations 1983. SOR/83-593. 2011.
- 80 カナダ諮問参考資料. 2-追加①-2. Questionnaire for the preparation of information needed for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Canada. 2017.
- 81 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-原①-Appendix 6 UPDATE. Canada's National BSE Surveillance Program. 2007.
- 82 カナダ諮問参考資料 (2011 年提出) . 1-別添 3-1. Supplemental data requested by MHLW. 2010.
- 83 カナダ諮問参考資料. 1-追加①-11. CCDIR. Vol.29(13). UPDATE: SEVERE ACUTE RESPIRATORY SYNDROME – TORONTO, 2003. 2003.
- 84 カナダ諮問参考資料. 2-追加①-4. Report on the Investigation of the Nineteenth Case of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Canada. 2015.
- 85 カナダ諮問参考資料. 2-追加⑧-別添 3. . 2018
- 86 カナダ諮問参考資料. 2-追加⑥. Responses to Follow-up questions from

- Japan (Feed related). 2018.
- 87 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-加 120. Appendix 1-B1. 2002 BSE Surveillance at abattoirs under the inspection by the CFIA. 2001.
- 88 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-3-3. BSE Enhanced Surveillance Program. 2011.
<http://www.inspection.gc.ca/english/animal/diseases/bseesb/surv/surve.shtml>
- 89 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-別添 II-2-3-2. Canada's Protocols for BSE Surveillance. 2010.
<http://www.inspection.gc.ca/english/animal/diseases/bseesb/surv/protoe.shtml>
- 90 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-加 86. Appendix I. Risk Assessment on Bovine Spongiform Encephalopathy in Cattle in Canada (M33). 2004.
- 91 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-加 3-2. SUMMARY OF THE REPORT OF THE INVESTIGATION OF BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY (BSE) IN ALBERTA, CANADA. 2003.
- 92 アイルランド諮問参考資料 (2013 年提出) . 1-1-1. Ireland's Application for BSE Categorisation as a Controlled Risk Country. 2007.
- 93 アイルランド諮問参考資料 (2013 年提出) . 2-追加②. Questionnaire for BSE (Bovine spongiform encephalopathy) Revision: August 8th, 2012.
- 94 欧州議会及び欧州連合理事会 (European Parliament, Council of the European Union) . Regulation (EC) No 1069/2009 'laying down health rules as regards animal by-products and derived products not intended for human consumption and repealing Regulation (EC) No 1774/2002 (Animal by-products Regulation)' . 2014.
- 95 アイルランド諮問参考資料. 2-追加④. DAFM. Confirmation Items for Ireland:Additional Information for MAFF. 2018.
- 96 DAFM. Cessation of BSE Sampling of healthy cattle over 72 months. Trader Notice MH 08/2013. 2013.
- 97 アイルランド諮問参考資料 (2013 年提出) . 1-1-2. Basic Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in ireland. 2013.
- 98 アイルランド諮問参考資料. 2-追加③-1. Additional Questionnaire from the Food Safety Committee. 2018.
- 99 アイルランド諮問参考資料 (2013 年提出) . 2-追加②. Request for submission of additional supporting documents on the assessment of health effects by food products. 2013.
- 100 アイルランド諮問参考資料. 2-追加①-25. Epidemiology Report on a BSE Case on a Dairy Farm in Ireland. 2017.
- 101 米加愛諮問参考資料. 1-追加確認事項. 米国、カナダ及びアイルランドに係る要確認事項④. 2018.
- 102 米国諮問参考資料 (2012 年提出) . 1-2-1. U. S. Responses to MHLW Information Request Part I. 2007.
- 103 米国諮問参考資料 (2012 年提出) . 1-2-4. U. S. Responses to MHLW Questions. 2011.
- 104 米国諮問参考資料. 1-追加①-2. Basic questionnaire for the preparation of information required for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in the United States of America. 2017.
- 105 米国諮問参考資料. 1-追加 ①-3. Specified Risk Materials (SRM) noncompliances in the United States (2011-2016). SRM for Japan Export. 2017.
- 106 米国諮問参考資料. 9 CFR Part 313. Humane Slaughter of Livestock. 2018.
- 107 カナダ諮問参考資料 (2012 年提出) . 2-5-3-7. CFIA. Chapter 17 - Ante and Post-mortem Procedures, Dispositions, Monitoring and Controls – Meat Species, Ostriches, Rheas and Emus. 2017 data modified. <http://inspection.gc.ca/food/meat-and-poultry/products/manual-of-procedures/chapter-17/eng/1367723343665/1367723573062>.
- 108 カナダ諮問参考資料. 1-追加 ⑧-別添 3. Canadian Beef Japan – Supplemental Information for Risk Assessment by the Food Safety Commission. 2018
- 109 カナダ諮問参考資料. 1-追加⑨-別添. Responses by CFIA to Questions received from MHLW. 2018
- 110 アイルランド諮問参考資料. 1-追加⑤-別添 1. 2018
- 111 アイルランド諮問参考資料. 1-追加①-2. Basic questionnaire for the preparation of information required for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Ireland. 2017.
- 112 アイルランド諮問参考資料(2013 年提出) . 1-1-7. Information necessary to be submitted by Ireland (related to MHLW). 2012.
- 113 アイルランド諮問参考資料. 1-追加①-4. Attachment 2_Database_CN 15_A_2015. 2017.
- 114 アイルランド諮問参考資料. 1-追加②. Response to MHLW relating to

Submitted Questionnaire. 2018.

1115 食品安全委員会. 牛海绵状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）. 2016.

1116 Jaumain E, Quadrio I, Herzog L, Reine F, Rezaei H, Andréoletti O, Laude H, Perret-Liaudet A, Haik S, Beringue V. Absence of evidence for a causal link between L-BSE and known forms of sporadic CJD in human PrP transgenic mice. *J Virol*. 2016;90(23):10867-10874.

1117 食品安全委員会. 食品健康影響評価技術研究「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価」. 2016.
堀内基広、新竜一郎、柴田宏昭、飛海実、萩原健一、長谷部理絵、福田茂夫、室井喜景、岩丸祥史. 厚生労働科学研究費補助金 健康安全確保総合研究分野 食品の安全確保推進研究「非定型BSE（牛海绵状脳症）に対する安全対策等に関する研究」. 2016.

1118 Moore SJ, West Greenlee MH, Smith JD, Vrentas CE, Nicholson EM, Greenlee JJ. A Comparison of Classical and H-Type Bovine Spongiform Encephalopathy Associated with E211K Prion Protein Polymorphism in Wild-Type and EK211 Cattle Following Intracranial Inoculation. *Front Vet Sci*. 2016; 3:78-89.